

令和4年第2回竹原市議会定例会議事日程 第3号

令和4年6月21日（火） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 川本 円 議員
- (2) 下垣内和春 議員
- (3) 松本 進 議員

令和4年6月21日開議

(令和4年6月21日)

議席順	氏 名	出 欠
1	金 森 保 尚	出 席
2	下 垣 内 和 春	出 席
3	今 田 佳 男	出 席
4	竹 橋 和 彦	出 席
5	山 元 経 穂	出 席
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局主任主事 置名拓真

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
観光まちづくり担当部長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
公 営 企 業 部 長	梶 村 隆 穂	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第3号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

---

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番，川本円議員の登壇を許します。

7番（川本 円君） 皆さん，おはようございます。

ただいま議長より登壇許可をいただきました志政会の川本でございます。発言通告に従いまして、令和4年第2回定例会一般質問を行います。

本日は、大きく2点ほど伺います。

まず、1点目でございますが、不登校の児童生徒の支援についてお伺いしたいと思えます。

このたび、不登校の児童生徒の支援策を検討する文科省の有識者会議において、新型コロナウイルス感染症拡大などを背景に不登校が増えていることへの対応として、授業時間削減や少人数指導などが可能な不登校特例校の設置促進を柱とした提言を大筋で了承したとあります。4月時点においては、10都道府県の公私立小中高21校が指定とされ、多様な学びの提供や児童生徒にとって無理のない学校生活をつくり出し、社会的自立の支援に向けて大きく期待されているところであります。

ただ、残念なことに広島県下においては、この不登校特例校の指定を受けた学校はありませんでした。不登校児童生徒の支援についてはどの自治体も苦慮しており、様々な支援策や必要であろう施設、機器を整備しているところであり、竹原市でいうと学校適応及び自立を目指した指導、援助等を目的としたわかたけ教室の開設や特別な支援が必要な児童生徒への支援を行う場としてSSR（スペシャルサポートルーム）が主なものであらうと思えます。

私も、この不登校について平成27年に一般質問をさせていただきました。そのときは、不登校の児童生徒が近年増減を繰り返しながら推移しており、抜本的な解決には至っていないが、状況の把握や対応等の指導を学校と連携し行うこととすることや児童生徒の

社会的な自立に向け支援を行うとの答弁でありました。また、新しい学びの手段としてフリースクールや家庭内で学びを支えるホームエデュケーションの必要性も提言させていただきました。そのときからかなりの年月も経過し、学校を取り巻く環境や教育に対する考え方も変化していると思いますが、依然として不登校の問題はなくなる気配がありません。むしろ冒頭に言ったコロナ感染の影響で生活リズムが乱れやすくなり、友達との交流が減ることにより、さらに増える傾向にあると思われま

す。様々な学びの形があるにせよ、大事なことは不登校に悩んでいる児童生徒を苦しみからいかに解放してあげるのか、義務教育の9年間において確かな学力、体力、コミュニケーション能力を養うことが必須であると思っております。今後におかれましても、この不登校児童生徒の支援を継続されると思います。数字的にもより見えやすい成果を得られるよう、さらなる努力をお願いしたいと思っております。

そこでお伺いいたします。

1、17年2月施行の教育機会確保法で、特例校の整備は国や自治体の努力義務となっておりますが、今後竹原市教育委員会としてどのようなスタンスを取られるのですか。

2、現時点においての不登校児童生徒の人数と不登校予備群の人数は分かりますか。また、そうした児童生徒の学力、体力をどのように把握し管理をしていますか。

3、今、実施している不登校への支援の実績と必要としている児童生徒また保護者への周知や案内は十分なものとなっておりますか。

4、時間とともに変化する教育環境や文科省の提言に対して、後れを取ることなく対応するために、今後竹原市教育委員会としてどのようなことが必要とお考えですか。教育長の認識をお伺いいたします。

続きまして、大きな2番目として、教員の働き方改革と部活指導員についてお伺いいたします。

教員の長時間労働が問題とされる中、名古屋大の内田教授らのグループが公立小中学校の教諭900人にアンケートを実施し、その結果が公表されました。内容は、勤務中に休憩ゼロが51%を占め、労働基準法で規定された1日45分以上の休憩が取得できるのは6%にとどまり、平均は9.4分であったとの発表でありました。2019年に文科省が示したガイドラインでは、残業の上限を原則、月45時間、年360時間以内と規定されているが、実際は休憩が満足に取れないなど見えない残業が増えたとも言え、正確な労働時間の把握と業務の削減が求められるとされています。

また、公立中学校の運動部活動改革を検討するスポーツ庁の有識者会議において、少子化に加え、教員の長時間労働解消を喫緊の課題とし、部活指導員の任用を軸とした、地域のスポーツクラブや民間のジムなどに委ねる地域移行を実現すべきとの提言を了承したとあります。

以上を踏まえて、文科省が示したガイドラインの残業数と実際の教育現場での残業数にいまだに開きがあることが浮き彫りになったと言えます。特に気になるのは、勤務中に全く休憩時間がないと訴える教員がアンケートの半分になるということです。

この教員の労働時間については、先輩議員より一般質問において問題視されてきましたが、その答弁の中では教員の労働時間は授業以外の仕事も多岐にわたり、ここからここまですべてが労働時間でここは労働時間外であると明確にすみ分けするのは非常に困難であるとのことでした。また、1日の勤務において、休憩時間が取れない、取れる時間が極端に少ないとすれば、本来の児童生徒への授業にも影響が生じるのではないかと非常に心配しているところであります。竹原市教育委員会におかれても、この教員の働き方改革には工夫をされており、ICT支援員やスクールサポーターの活用により教員の負担の軽減に努めてきたところではありますが、まだ改革途中であり、今以上に教員の負担軽減や快適な職場環境を目指していただきたいと思っております。

そこで、お伺いいたします。

1、今時点での教員の労働時間と残業時間はどのようになっておりますか。また、名古屋大で行ったアンケートや意識調査は行ったことがありますか。

2、教員の働き方改革は道半ばと思われそうですが、これからどのような取組をされ改革を進めるのでしょうか。また、どの時点において改革の完了と思われそうですか。教育長の認識をお伺いしたいと思います。

3、「部活指導員」や「地域移行」についての認識と今後の取組（問題点）とスケジュールはどのようになっておりますか。

4、中体連が既存大会の見直しは不可避であるとのこと、また少子化により部活動そのものが存続できないと実例があります。今後、部活動の在り方や部活数を考慮し編成すべきと思いますが、教育長の認識をお伺いしたいと思います。

壇上での質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

教育長。

教育長（高田英弘君） 川本議員の質問にお答えいたします。

1点目の不登校児童生徒への支援についての御質問でございます。

不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合に、教育課程の基準によらず、特別の教育課程を編成することができる学校として文部科学大臣から指定されるもので、設置に際して必要となる国や都道府県との調整など準備作業の負担が大きいことや、安定した学校運営が難しいことなどから、全国的に設置が大きく進んでいない状況にあり、本市においても現時点で設置は考えておりません。本市では、教育委員会の判断によって設置ができる、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律において示された、多様で適切な教育機会の確保を図るため、教育支援センターである適応指導教室、わかたけ教室を設置し、不登校児童生徒に対して学習指導と社会的自立を目指した支援等を行っております。

不登校児童生徒の人数につきましては、令和3年度末で小学校及び義務教育学校前期課程で15名、中学校及び義務教育学校後期課程で33名となっております。また、不登校予備群につきましては、その定義が明確でないため人数の把握は困難であります。不登校の定義である30日以上長期欠席ではないものの、欠席日数が多い児童生徒や教室以外の別室で過ごしている不登校傾向の児童生徒が一定数いる状況にあります。

不登校児童生徒の学力や体力などの把握につきましては、不登校の状況が長期化し、定期的な対面などによる詳しい聞き取りを行うことができないなど、的確な状況把握が困難な場合もありますが、可能な限り本人や保護者との対話による状況把握に努め、把握した内容を基にICTを活用した学力補充等を行うなど、個に応じた支援につなげているところであります。

不登校支援の昨年度の実績につきましては、4人の児童生徒に適応指導教室で学習指導を行うとともに、竹原中学校区に配置しているスクールソーシャルワーカーが12名の不登校児童生徒に対して相談を行うなど、社会的自立を目指した支援を行っております。スクールソーシャルワーカーによる相談支援の結果、好転した事例の割合は67%であったほか、モバイル端末の会議機能を活用して、教室とは違う場所からクラスメートと同じ授業を受けられるようになったり、学校行事に参加できるようになった事例もあります。

不登校に対する支援の周知につきましては、適応指導教室、わかたけ教室の設置や広島県が行っている心のふれあい相談室、不登校児童生徒の居場所や相談場所として広島県が

新たに設置した教育支援センター、SCHOOL“S”など、様々な取組の情報について、必要に応じて学校を通じ提供を図っているほか、ホームページなどによって発信を行っているところであります。

教育環境の変化や国の方針への対応につきましては、これまでも学校施設の耐震化や普通教室へのエアコン設置、1人1台端末の配備、小中一貫校の整備、全校コミュニティ・スクールの導入など、各学校における教育環境の向上を図るための取組を積極的に推進してきたところであります。今後におきましても、国の考え方や教育ニーズなどについて適切に情報把握を行い、学校現場の状況を含めた本市の実情に応じて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の教員の働き方改革と部活動指導員についての御質問でございます。

現在の教職員の勤務時間につきましては、学校ごとに始業と終業時間を定めており、始業時間を8時15分、終業時間を16時45分とし、その間に休憩時間として45分を含み、7時間45分を勤務時間とする学校が多い状況となっております。また、時間外勤務時間の状況につきましては、令和3年度1人当たりの平均は1時間37分となっております。

名古屋大学の内田教授グループが実施した学校の業務に関する調査と同様な調査は実施しておりませんが、時間外勤務時間の状況などの調査は行っており、学校の働き方改革の推進に活用しているところであります。

働き方改革の取組につきましては、各学校における教職員の時間外勤務時間の削減に向け、今後3年間の取組と目標を定めた学校における働き方改革取組方針を本年4月に策定し、教職員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成するなど働き方改革の推進を図っております。

具体的な取組内容につきましては、学校、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備や部活動指導に係る教員の負担軽減、学校における組織マネジメントの確立などを進めており、勤務実態の把握や取組の検証を行った上で見直しを行うなど、より効果的な取組となるよう努めております。

働き方改革の完了時期につきましては、国が示す働き方改革の目指すところである「教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と

向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況をつくり出す」ことを踏まえれば、継続的に取り組み続ける必要があります。すなわち、刻々と変化する社会状況を踏まえれば、完了するというものではなく、常に改善の志を持って取り組むべき課題と考えております。

部活動指導員につきましては、中学校、高等学校において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とするもので、平成29年4月1日に改正された学校教育法施行規則において新たに規定されたものであります。現在、竹原中学校と賀茂川中学校において2名の部活動指導員を配置し、生徒の実技指導や大会への引率等を行っておりますが、適任者も少ないことから新たな人材確保が大きな課題と考えております。

また、運動部活動の地域移行につきましては、スポーツ庁が取りまとめた学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についての中で、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要との観点から、令和5年度から令和7年度までを目途に、休日の運動部活動の段階的な地域移行を行うとともに、合理的で効率的な部活動の推進を図るとの方向性を示しております。

このことにつきましては、現時点では運動部活動の地域移行に関する検討会議における提言が取りまとめられ公表された段階であり、運動部活動が地域移行されることで中学校教育の方向性がどうなるかなど、文部科学省が所管する部分の考え方が明確になっていないことから、スケジュールも含め具体的な推進の方向性が検討できない状況にあります。

今後の部活動の在り方につきましては、チームスポーツなど一定の人数がそろわないと活動や試合ができない場合は、学習指導要領に示す「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」との目標の達成が困難となる場合があるものと考えます。

こうしたことから、市内中学校と義務教育学校の生徒数の推移や生徒のニーズを考慮しつつ、持続可能かつ学習指導要領が示す目標を達成できるような部活動となるよう、学校と共にどのような対応策が有効かを検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） それでは、整理しながら再質問をさせていただきたいと思います。

まず、特例校のことについて最初お伺いしました。私の問いは、一応特例校の整備は現時点で努力目標であると。今後、竹原市はどのようなふうなスタンスを取っていかれるのでしょうかというふうな問いをしました。それに対して御答弁のほうは、設置に際して必要となる国や都道府県などとの調整など、準備作業の負担が大きいことや安定した学校運営が難しいことから、全国的にも設置が大きく進んでいない状況にあると。だから、本市においても現時点では設置は考えていないというふうな御答弁をいただきました。

そこで聞きたいのは、全国的にまだスタートしたばかりですから、どのようなふうな結果を招くかというのはこれからになってくるのでしょうか、全国的にまだ浸透していないから竹原市もまだ手を挙げないのだというふうに捉えてしまうのですが、それでよろしいでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 不登校特例校の設置に関する御質問でございます。

全国的に設置が進んでいないから本市も設置を考えていないのかという御質問ではございますが、冒頭、教育長が御答弁申し上げさせていただいたとおり、国や都道府県との調整など準備作業、それが非常に負担になるとそのように考えております。

まず、1点として、そちらのことを具体的に答弁させていただきますと、この不登校特例校については、文部科学大臣の指定を受けるということとなっております。申請書の提出を行い、もろもろの調整が生じると、そのように認識をしておりますが、個別の不登校児童生徒の実態に合わせた特別の教育課程の編成など実施計画書の策定でございますとか、学校設置に当たり必要となる県との協議のほか、調整として具体的にどんなことが生じるのかというのを全て今想定しているのかといったらそうではないのですが、ただ国が出しております不登校特例校の設置に向けてという手引書において、申請書の提出から指定に至るまで相当期間調整のための時間を要するとあります。特別な教育課程の編成など実施計画書の策定、また学校設置に当たっての都道府県との協議、それだけでも一定の作業量が見込まれる中で、必要となる調整期間と併せてさらに作業量が多くなるものと、そのように見込んでおります。

それと、もう一点の安定した学校運営が難しいということでございますが、不登校特例校の設置については、新たな学校を設置するということとなります。学校に配置される教職員については、県費負担教職員であり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数

の標準に関する法律に基づいて、広島県教育委員会が定数を計算した上で配置されるものでございます。したがって、在籍する児童生徒が少ない場合は、配置される教職員数も少なく、適切な学校運営に必要な人材の確保が難しいと、そのように考えております。

こうした2点のことから、なかなか現時点においては特例校の設置という形では検討はしておりません。

現在、本市においては、答弁書にもございましたように、適応指導教室ということで不登校児童の生活の場、そういったおり場所、そういったものを設置しているほか、県のほうでもSSRとか、今年度設置されましたSCHOOL“S”とか、そういった取組がございますので、そういった取組の充実を図りながら不登校児童生徒の支援を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 調整も大変ですしお金もかかることですから、すぐすぐということにはならないと私も思っております。

今、次長が言われたように、だから不登校の児童生徒にどういうふうな支援をしていかないといけないのかということ、やっぱり今やっている御説明にありましたSSRです。それと、わかたけ、それで何とか今賄っているというふうに捉えております。

ここで気になるのは、SCHOOL“S”という話もありましたけども、今の不登校児童生徒の数です。これも2番目にお聞きしたのですが、現在小学校、義務教育前期課程で15、中学校、義務教育学校後期で33と。合わせて48名ということになっております、去年の22年のデータですけども。今の生徒の数が小学校と前期が871名、それから中学校と後期課程が474——調べたのですが——になっているはずです。それで、割りますとパーセンテージが小学校、前期課程で1.72%、中学校、後期課程でいうと6.96、約7%が不登校というふうなパーセンテージが出ました。他市町に比べて多いか少ないかはそこまで私は調べていないのですけども。ここで言いたいのは、27年度に同じような内容で一般質問をさせていただいたときに比べてかなり人数が増えているのです。ちなみに御紹介しますと、平成22年では27人、23年では18人、24年では23人、25年はちょっと多くて34人、26年については26名というふうなお答えを27年度の一般質問の答弁でいただいております。それから見るとぐんと伸びています、今回。いろんな複雑な要因が絡んできますので、不登校というのは。これが原因だというの

がなかなか明確に言えないという事実も分かっているつもりではあります。

ですが、27年に再質問させていただいたときに、教育委員会からの答弁の一節を調べたらこういう文言があったのです。「現在行っております学級担任を中心とした継続した粘り強い取組、声かけということは今後も継続していきたいというふうに思っております。また、未然防止という観点では、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、休みたいというふうに思わせないような日々の学校生活を充実させていくことが肝要だと思っております。そのためにも、どの児童生徒にも学校に落ち着ける居場所をつくること、あるいは活躍できる場面というものをつくっていく。日常的な学校での児童生徒の様子をしっかり観察し、発せられるサインを見逃さない。また、欠席や遅刻あるいは早退等が目立つ児童生徒等につきましては、早期に家庭との連携、あるいは本人への働きかけ等の今以上にさらなるきめ細かい取組を進め、未然防止、早期対応で取組をとというものを今後徹底してまいりたいと考えております」というふうに答弁をいただきました。はっきり言ってもう非の打ちようのないすばらしい答弁で、これ以降、僕、再質問できなかつたのですが、こういう考えで取組をされても、去年のデータでいうとちょっと伸びていると。右肩上がりとは言わないにしても、確実に不登校児童生徒がどんどんどんどん増えていっているような傾向にあるということに関して、改めて今回どういうふうにお考えなのか、どう捉えているのか、教育長の認識をお伺いしたい。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 不登校児童生徒が増加している状況についてどのように考えるかということでございますが、確かに議員さんが今、御指摘のとおり、本市における不登校児童生徒の人数につきましては増加傾向にあるということでございます。ただ、この増加傾向については全国的なものと、その動きと同様となっております。不登校については、その理由は、これも議員さんに紹介していただきましたが、いろんな理由が複合的に絡み合って不登校になるということになるのですが、友人関係の問題ですとか、学業の不振、生活のリズムの乱れ、無気力、不安などが要因であるというふうに言われております。こうした問題や悩みを抱える児童生徒が増えていることが増加傾向にある原因の一つかなと、そのように考えております。

また、養育力の弱い保護者の中で登校することが習慣化しない環境にある、そういった児童生徒が増えていること。また、無理やり登校させようとするとうつや自殺などにつながりかねないという理由で、登校を強制しないほうがいいという考え方が、それが社会に広がっ

ているということも理由として考えられるのではないかと、そのように思っております。

学校には、児童生徒が、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手として育成していくことが求められております。そのためには、社会的に自立し、強くまたしなやかに生き抜くことができるよう指導や支援に努めていく必要があると、そのように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 分かりました。

では、次の質問に入ります。

まず、不登校児童のニーズ、予備群は定義が明確ではないからということだったと思いますが、学力、体力をどのように把握し管理をしていますかという御質問を壇上でしました。答弁のほうでは、不登校の状況や長期化で定期的な対面による聞き取りが難しいので、なかなか把握し切れない部分があるというふうなお答えだったと思います。当然そうでしょう。なかなか御本人に会うことができないので、体力もそうですし、学力も分からないということです。ですが、ここで適応指導教室わかたけであるとか、SSR（スペシャルサポートルーム）で当然そういった児童生徒に勉強を教えるわけでございます。単なる居場所の提供だけではないと思います。サポートするわけですから、学業的に。ということは、ある程度児童生徒の学力、体力は別として、学力を把握していないと指導にもつながらないのではないのかなと。漠然と来て、では今日は何をやりましょうという話ではないと思うのです。個々に応じた、能力に応じた学力をつけていただくためにそういった教室なりスペシャルサポートルームを用意するのであれば、当然のことながらここで必要となってくると思うのです。だから、把握できないで終わったのはいけない。把握できないなりに個々の能力をどういうふうに把握するか、管理してあげるのか、またそれをそういった支援教室に結びつけるのか、非常に大事だと思うのですけど、そのことについてどういうふうに思われますか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 不登校児童生徒の学力の把握については、御答弁申し上げておおり、なかなか対面して把握が難しい場合もありますが、この適応指導教室でございますとかSSRに來ている子供たちに関しては、実際いろんな状況把握ができ

ますので、その状況把握を踏まえながら個々の状況を把握し、適切な対応を図っていくということが必要だと、そのように考えております。そのようにしております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） ぜひよろしく願いいたします。

それと、実績のことについてお伺いしました。今、わかたけ教室で4人ほど学んでいると、登録上4人ということがございます。よく話を聞きますと、登録は4人ですけど、実際常時来ているのは1名というふうにお伺いしております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、12人の児童生徒が相談に訪れて、支援を行って好転している気配があるということがございます。

ここで言いたいのは、せっかくこういった教室、今現在竹原市ができる支援体制が整っているのに、48人に対してこれだけの人数というのはちょっと少ないような気がするのです。壇上でも言ったように、支援をしようとしている子供なり、児童生徒なり、保護者にちゃんと伝わっているのかなど。答弁書の中には、ホームページ等とかというふうに、学校単位でもお知らせしているというふうなことを書いておりましたけども、せっかくこれだけいいことをやっているのだったらこちらからもっと、仕掛けるではないですけど、攻めの姿勢で知らせる手だてというのはお考えないですか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 不登校児童生徒への支援に対する周知ということでございますが、不登校の児童生徒については、学校に行きたくてもなかなか行けない、自身の気持ちと行動を一致させることができないということで、非常に心の中につらい気持ちを抱えていたり、またその保護者も児童生徒の将来に対する不安や心配を感じるということで支援に関する情報を必要とされると、そのように認識しております。

こうした支援に関する情報につきましては、一般的には不登校の状況になって初めて必要とされる場合が多いこと、また児童生徒の不登校の状況でございますとか、学年などによって必要とする情報が異なるということもございますので、今時点においては相談の場面等において、担任教員やスクールソーシャルワーカーなどから状況に応じて情報提供を行っているところでございます。

不登校児童生徒が増加している中で、情報を必要としていない保護者に対する情報周知について、どのような形が望ましいのか、また子育てに対して不安を感じている保護者や

地域の方もいらっしゃると思います。そういったことを想定して、具体的な支援方法を市民に広く発信することも含め、情報提供の在り方については考えていきたいと、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） よろしくお願ひします。できるだけ不登校児童を極力減らすと、ゼロにはならないにしても、今の体制で可能な限り頑張っただけで、より浸透して少なくなっていくことを切に望みます。ぜひとも頑張っただけでいいと思います。よろしくお願ひします。

次に、教員の働き方改革と部活動指導員について再質問させていただきます。

私が最初に聞いたのが、今現在の教員の労働時間と残業時間はどうなっているか。それと併せまして、名古屋大学の内田教授らのチームが行ったアンケートとかはやっていないですかというふうなことでございました。答弁書の中では、時間外労働につきましては、令和3年の1人当たりの平均は1時間37分となっておりますというふうなことでございました。これ平均が1時間37分ということになると、ガイドラインで示した週45、年間360、これは平均的にはクリアしているというふうに解釈してよろしいですか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 時間外勤務時間、この1時間37分で45時間をクリアしているかどうかについては、すみません、計算をしないと分からないのですが、いずれにしても時間外勤務時間が少なくなるように取り組む必要があるとそのように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） ごめんなさいね、急に言って。私も計算しておけばよかったのですが、ぱっと思いつかなかった。

ここで特化してお聞きしたいのは、内田教授グループがやったデータの中で、休憩時間が全然取れていないのが教員の半分だったという衝撃的な事実があったわけです。とかく労働時間ばかりクローズアップされている傾向にあったのですが、実際現場で働いている人が労働時間を短縮というのは当然教員なり学校長なりが努めてやっていることだと思いますけども、その中においても休憩時間が全く取れていないとか、極端に取れないという現実が名古屋のほうでは発生しているわけです。

竹原市教育委員会として学校にそういったアンケートをしているかといったら、そうい

う内容のアンケートはしたことがないということです。これどうでしょう、1回してみてもどうですか。単に労働時間だけでは済まされない問題、労働基準法的にも。ふだんの生活の中においても、私らも理事者側もそうです。1日の業務の中で全く休憩時間を取らずに仕事をするということはありません話であって、現実的にそういうふうなところがあるということに関してすごい危惧していますし、ひいては、さっきも言ったように、子供にもやっぱり影響してくるのではないのですか、休憩時間がないもしくは取れない、取る時間が極端に少ないということになれば。どうでしょう、アンケートを実施してはいかがでしょうか、するべきだと思いますが。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） この名古屋大学の教授がやられたアンケートの中で、休憩時間を全く取得できないというアンケートの答えをされた方がいるということでございますが、休憩時間の捉え方がどのようになっているのか、質問に対する認識がどうだったのかというのがちょっと疑問に残るところでございます。

本市における教員の休憩時間については、各学校において校長によって勤務時間の割り振りをしております。45分の休憩についても校長が定めておりますが、いずれの学校におきましても、教員の休憩時間は給食後等の児童生徒の休憩時間に合わせたり、児童の下校後や部活動開始前に位置づけたりするなど、分割をして休憩を取得しやすい勤務時間の割り振りを行っているところでございます。しかしながら、実態としましては、児童生徒の緊急対応や急な保護者対応等の際にはやむを得ず休憩が取得できない場合もあると、そのように認識をしております。

アンケートの必要性でございますが、我々としては、今、冒頭の教育長の答弁にもありましたように、学校における働き方改革の取組方針というのを定めてそれを推進しております。それを進めるに当たって、いろんな状況を検証しておりますので、そういったことを検証しながらしっかり取組を進めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 取組を進めているからアンケートは実施しないでよろしいですか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） この名古屋大学の教授が行われたアンケートが全てどんな質問項目だったかというの情報としては把握しておりませんし、我々としたら我々が進める取組に必要な情報を取得していくことが望ましいと、そのように考えており

ます。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 現時点では考えていないというふうに捉えました。行く行くは何かのタイミングで意識調査も含めて、ぜひ検討材料として取り入れてやってください。これは要望でございます。お願いいたします。

それから、今度は部活指導員と部活の地域移行についてお伺いいたします。

取組、問題点であるとかスケジュールはどのようなのでしょうかというふうに私は聞きました。それと、これ5月31日の中国新聞に出ていたのですが、運動部の部活に対してこういうふうに書かれております。「山間部や離島を除き、23年から25年度を改革集中期間に設定」すると。「自治体には、実現への工程をまとめた推進計画の策定を求めた」というふうに出ておりました。この聞き慣れない改革集中期間というのは、23年から25年と設定されているようなのですが、23年、来年から25年度までにはこれを完全に地域移行——部活指導員を含めたという話ですけども——に移らなければいけないものなのでしょうか。単にその間に努力しなさいというふうなことなのか、どちらなのでしょう。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 我々の認識といたしましては、もちろん地理的な要件、それこそ議員さんが今おっしゃいましたように、離島ですとか中山間地についてはいろんな状況がございまして、なかなか国が進めるこういった地域移行が進んでいないということも前提にされているのだと、そのように考えております。

そうしたことを踏まえますと、竹原市の実情を踏まえて、この地域移行がどこまで実現できるかというところもあるのですが、この改革集中期間において絶対義務的にというような捉え方ではありませんが、この取組が教職員の長時間勤務の解消でございますとか、地域のスポーツ振興、そういった観点で進めるということとなっておりますので、そういったことを踏まえますと、推進には非常に意味があるというのですか、一定の課題解決ですとかスポーツ振興につながると思いますので、推進を図っていく必要があると、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 分かりました。

まず、部活指導員だけに特化してお聞きします。

これも中国新聞に出ていたのですが、5月30日ですが、尾道市内での中学校の部活

指導員が19年に3名採用されて、それ以降全然増えていないというふうな記事が載っておりまして。早々に急がれて増やすという予定のことも書かれていたようなのですが、竹原市内にも今2校、2名の方が部活指導員という形でお仕事をされている、携わっているというふうな御答弁でございましたが、従来でいうと部活、運動系も文化系もそうですけれども、流れからすると教育の一環で部活をとというふうな捉え方をずっとしてきているわけです。それが間違いであるとかという問題ではなくて、当然教育の一環として部活動もやっていく、教えるというスタンスをずっと取られてきた。でも、今度は部活指導員となると外部の人間が入ってくる可能性があるわけです。でも、なかなか文章の中では、見つからないと、人材確保にすごい困っているというふうなことも書かれていたようです。

これは私の思いです。大体、教職員のOBで、しかもその部活動に精通している人間を探そうとするからどうしても人選に困るのではないかなと思うわけです。何も必ずしも部活指導員には教職員OBでなくてもいいわけです。ひいては、地域移行、さっき言ったクラブチームであるとかジムであるとか、学校からちょっと距離を空けるような格好になってくると思うのです、地域移行が本格的に進めば。ということは、人選に困っているのはそこら辺がまだいまだに教職員OBからスタートしなければいけないという思いがあるからなかなか難しくなっているのではないかなと私は感じるのですが、教育委員会としてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 議員さんおっしゃられるように、部活動指導員は特に教職員のOBに限るといような考え方はございません。ただ、部活動は、先ほど議員さんもおっしゃられましたが、あくまで学校教育の一環でございます。心身の発達の途上にある生徒を指導する部活動指導員には、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保、または暴言、暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められるなど、生徒の基本的な人権の保障や権利利益の擁護の観点にも留意する必要があります。このような観点で人選するということと、あとは部活動指導員については、学校組織の中の校長監督下の職員であって、会計年度任用職員という形での雇用になります。学校における部活動指導員の必要性を含めて、校長の考えなども踏まえながらその任用については検討が必要だと、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） 私もそういうふうに重々分かっております。ですが、人選するにおいて、ほかの市町も当然そういった適任者を探すわけですから、実際にそういう本格的に導入ということになれば、奪い合いになるとは言わないにしても、そのスポーツなりに精通した人というのもやっぱり限られてくるわけです。部活の時間に時間的な余裕がある人という、さらにまた狭まってきます。だから、後れを取ることのないように、早め早めの段階で手を打って探して、ある程度目星をつけていただきたいというのが私の思いでありますので、それだけは言っておきたいと思えます。お願いします。

それから、4番目の質問です。

中体連が既存の大会の見直しをし始めたということでございます。

これは全国的な話でもございます。少子化が進みまして、大会そのものが成立しないスポーツが発生してきたというふうなことを言われております。実際、竹原市においても、特に運動部の部活動、多人数でやるスポーツ、野球であるとかサッカーであるとかバレーボールであるとか。近年見ますと、例えば野球でいいますと9人そろわない年が発生しているわけです。といっても、野球部をでは明日からやめたという話にはならないわけで、よその学校と合同で練習したり、合同チームで大会に参加したりというかなり苦慮しているそうです、近年。

そこで、学校長にお任せしているのでしょうかけども、そろそろ学校自体も多人数でやるスポーツの取扱いについてもしっかりした議論をして、廃部しろという話ではないのです。個人競技とかにしてみるとか。でないと、悲しいですよ。実際まだ私の娘が中学校のときにバレー部に入っていたのですが、6人そろわなくて登録できないと。1年間を練習ばかりで試合が一個もなかったという年がございました。せっかく子供が部活動を頑張りたい、バレーを頑張りたいと言って1年間何も試合がないというのは、非常に見ていて私もつらい思いをしたことがございます。

だから、教育委員会がこうしろああしろと言うのでなくて、竹原市全体として、先ほど言いましたクラブチーム登録に統一するとか、そういうことをすれば人数はある程度確保できるのではないかと私は思うのですが、そういうことに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） クラブ活動をクラブチームとかにというようなお話でございますが、今回の地域移行と同じような考え方にはなるのですが、その中でも課

題として、クラブチームに所属するということになりますと、活動費、家庭の負担が生じること、また指導のこと、学校の教育意義との兼ね合いというのですか、そういったものも課題となってまいりますので、そこら辺は慎重に検討しながら進めていく必要があると、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 7番川本円議員。

7番（川本 円君） ありがとうございます。

では、最後の質問とさせていただきます。

今回の部活指導員とか地域移行、始まって間もなしなのでなかなか具体的にどうこうだというふうなことにはほかの地域もなっていないようでございますが、文科省からの考え方が定まっていないから検討に進んでいないというふうなニュアンスだったと思うのですが、そうではなくてどうしても必要性があるからこういった部活指導員や地域移行という話が出てきているわけです。絶対後れを取ってはならないと思います。しかも、生徒自体の数が竹原市は少ないのですから、なおさらそういった地域移行、それからさきに部活の数とも言いましたけど、部活指導員の確保に向けて、もう検討ではなくて動いてほしいのです。でないと大変な事態を招くと。適任者がいないままずるずるずるずるいくのが一番最悪の状態とっておりますので、絶対早め早めに手を打って動いてほしいとっておりますので、そのことについて最後お伺いして終わりにしたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 議員さんに提言していただきました部活動の地域移行でございますとか部活動指導員の有効活用、そういったことに関しては大きな課題となっている教員の長時間勤務の解消にもつながりますし、多様な世代が参加できるスポーツ環境の整備などの観点から進める必要があるとも考えております。実現すれば一定の課題解決でございますとかスポーツ振興につながると、そのような認識をしております。したがって、推進を図ることは全くやぶさかなことではないとそのように思っておりますが、現時点におきましてはいろんな課題もございます。そういった課題がある中で、国や県の動向を注視しつつこうした課題の整理を進め、生徒にとって望ましいスポーツ環境の整備と教員の働き方改革につながるように、地域実態を踏まえながら見通しを持った上で検討し推進を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上をもって7番川本円議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午後 0時59分 再開

〔議長交代〕

副議長（山元経穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、下垣内和春議員の登壇を許します。

2番（下垣内和春君） ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、発言通告に従って令和4年第2回竹原市議会定例会一般質問をさせていただきます。新風会の下垣内和春です。どうかよろしくお願いいたします。

まず、最初の質問として、1、竹原市の今後の農業政策について。

竹原市は令和2年から令和3年にかけて、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を保全及び形成し、当該農業地域について農業に関する公共投資を計画的に推進するため、竹原市農業振興整備計画（農用地区域）を見直されています。このことは今後の農業の基礎となり、維持発展につなげていただきたいと考えております。

しかし、農業の抱える現状は高齢化と担い手不足等と考えます。課題としては、農地の集積、経営所得安定対策が挙げられると思いますが、今回の農業振興地域の見直し等による今後の農業政策について、次のとおり伺います。

1、竹原市農業振興整備計画の見直しによって、農業振興地域面積の増減により面積は幾らになったのか。また、農業振興地域以外の農地面積は幾らになり、非農地面積は幾らになったのですか。

2、竹原市が農地利用の課題としている現在の農地利用の状況に沿った農用地区域の指定がされていないこと。また、太陽光発電用地等への転用により、効率的な営農への支障があることとはどういうことですか。

3、担い手不足の解消と効率的かつ安定的農業経営を営む人に対する農地利用の集積についてはどのようにされていますか。

4、農業の維持や発展を考える上で、鳥獣被害対策は重要と考えますが、年間どのくらいの農産物被害額があるのか。また、どのくらいの有害鳥獣を捕獲しているのか。今後の対策はどのように考えておられますか。

5, 農地を保全するためには, 中山間地域等直接支払制度は有効な施策と考えます。交付を受けられている地域数は幾らありますか。また, 新たに受けるためにはどうすればよいのですか。

6, 新型コロナウイルス感染症で専業農家, 認定農業者, 農業法人等の収入減を心配しております。市として, 収入減に対して, コロナ対策として補助金を考えておられますか。

7, 農地の効率的な活用方法として, 市民農園など非農家への貸出しをすることを考えておられますか。

8, 地域おこし協力隊事業は3年目を迎え, 1次産業の割合が高い振興山村の活性化及び竹原市郷土産業振興館を中心とした地域資源の活用やブランド化の推進により, 6次産業化促進のための活動をされていますが, 現在の活動内容と今後の取組はどうされますか。

9, 今後の竹原市の農業振興をどのように考えておられますか。

続いて, 次の質問をさせていただきます。

2, 竹原市緊急自然災害対策事業(河川・浸水対策等)の取組についてお伺いします。

今年も出水期を迎え, 平成30年7月豪雨災害や令和3年の大雨災害のような被害が発生しないように望んでおります。災害発生時には, 市民の皆様の生命を第一に考え対応をされるようお願いいたします。

国の緊急自然災害対策事業である「防災・減災, 国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携し, 防災インフラの整備を推進するため, 緊急自然災害防止対策事業債で令和3年から令和7年度までの5年間に重点的かつ集中的に対策を講じられることとされました。

緊急自然災害対策事業で, 令和3年から取り組まれている大きな浸水被害を受けた吉名町毛木地区浸水対策事業に伴う計測業務と東野町東野地区浸水対策事業基本・実施設計業務についての取組の状況をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

副議長(山元経穂君) 順次答弁願います。

市長。

市長(今榮敏彦君) 下垣内議員の質問にお答えいたします。

1点目の竹原市の今後の農業政策についての御質問でございます。

農業振興地域整備計画につきましては、災害等で農業ができなくなった農地や耕作放棄地等が農用地区域として指定されたままになっている状況、担い手に集積を進めている農地が指定されていない状況、太陽光発電用地等へ転用され、効率的な営農をするためのまとまった農地を確保することが難しい状況などから、このたび見直しを行ったものであります。

このため、集団的に確保することができ、効率的に営農できる一団の農用地、公共投資がされている農地、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでいる農地を農用地区域の指定方針として見直しを行った結果、農用地区域の面積は309ヘクタールから219ヘクタールへ減少しております。

また、農用地区域以外の面積は982ヘクタールであり、そのうち農業委員会で非農地であると判断されている農地等の面積は407ヘクタールであります。

次に、担い手不足の解消につきましては、国や県をはじめとする関係機関と連携を図りながら、新規就農者や経営規模の拡大を目指している農業者等に対して、補助金をはじめとした各種支援制度により、担い手の確保、育成を図っております。

また、担い手への農地集積につきましては、農業委員会で実施している農地利用意向調査等を基に、貸付けを希望している農地を中心とした一団の農用地の農地所有者に対し、農地集積への協力を促しているところであります。

次に、鳥獣被害につきましては、令和3年度は、カラス、スズメ等の鳥類によるものが1,449万円で、イノシシ、鹿等の獣類によるものが521万5,000円で、合計が1,970万5,000円、そのうち1,382万4,000円が果樹の被害額となっております。

また、有害鳥獣の捕獲については、イノシシが570頭、鹿が411頭、カラスが18羽、その他小動物が126匹であります。

今後も、国や広島県と連携を密にし、国の鳥獣被害対策防止総合交付金を活用したワイヤーメッシュ柵の設置や箱わなの整備を継続して実施するとともに、鳥類による果樹への被害が大きいことから、今年度から防鳥網による鳥獣対策を実施するなど、被害防止対策に取り組んでまいります。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地を維持管理していくための取決めに締結し、農業生産活動を維持するための活動を行う必要があります。本市においては現在8地域がこの交付金を活用して

農地の保全に取り組まれております。引き続き、交付金を活用し、中山間地域の農地等の維持、保全をすることにより多面的機能が発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に対する支援につきましては、昨今の原油価格、物価高騰の影響などによりさらに経営が厳しくなっている状況の中、安定的な生産、供給を実現するため、継続して営農を行う農業者等に対して支援金の給付を検討しているところであります。

農地の効率的な活用方法につきましては、現在農業委員会が承認した市民農園の開設はなく、非農家への貸出しは行っておりません。

なお、本市では農地法に基づく農地取得の下限面積は北部地域では20アール、その他地域では10アールであります。令和2年度から空き家バンクに登録されている空き家に付随する農地を取得する場合に限り、その下限面積を1アールに引き下げることにより、農地を取得しやすくすることで農地の有効利用を図っているところであり、引き続き農地の効率的な活用方法について検討してまいります。

地域おこし協力隊につきましては、現在2名の隊員が活動しており、1名は田万里、仁賀地域を中心に、生産した農作物の販路開拓やこれを活用した商品開発に取り組んでおります。

引き続き、農作物の販売や商品開発等に取り組むとともに、他の地域においても遊休化している農地を再生する取組や鳥獣被害防止対策の一つとして、イノシシ、鹿等のジビエの利用について調査研究してまいります。

また、もう一名は郷土産業振興館の運営に携わりながら、魚介類等の1次産品を活用した商品開発や販売促進のためのリーフレットの作成、インターネットショップでの販売に取り組んでおります。引き続き、郷土産業振興館を生かした新たな商品開発やSNS等による情報発信、インターネットショップでの販売など、魅力ある地元産品の開発、販売に取り組んでまいります。

今後の農業振興につきましては、引き続き国、県をはじめとする関係機関と連携を図りながら、担い手の確保、育成及び担い手への農地集積を進め、農産物の生産振興を図るとともに、農地の有効利用や荒廃防止に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国の交付金を活用した鳥獣被害防止対策を進めるとともに、郷土産業振興館を生かした新たな商品開発やSNS等による情報発信を積極的に行うことで、魅力ある地元産品の販売を促進し、生産者の支援を図ってまいります。

次に、2点目の緊急自然災害対策事業の取組についての御質問でございます。

平成30年、令和3年と市内各所において発生した浸水被害に対しましては、安全で安心な災害に強いまちづくりを目指して、浸水対策に精力的に取り組んでいるところであります。

このうち、毛木地区におきましては、地形的な要因から平成30年7月豪雨、昨年7月の大雨では道路を中心とした浸水被害が発生しております。このような状況から、浸水対策を講じていくため、ドローンによる現況測量を実施し、冠水箇所等の早期把握や遊水地へ流れ込む雨水流量の調査を行っているところであり、この結果を基に浸水被害を軽減するための効果的な対策を検討してまいります。

また、東野地区においても、度重なる大雨において在屋川の越流及び山田川の水が賀茂川の高水位により排出できないバックウォーター現象により、長善寺前から東野小学校付近において浸水被害が発生しております。このことから、現在業務委託により地形や既存水路の大きさ、勾配など、現況を把握するための作業を実施し、浸水範囲等も含めたシミュレーションを行っているところであり、この結果を基に浸水を防止するためのバックウォーター対策などを検討してまいります。

いずれの地区におきましても、度重なる浸水被害の発生を重く受け止め、浸水対策の工事が早期に完了するよう全力で取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） それでは、再質問を農業のほうからさせていただきます。

まず最初でございますが、今回の農業振興地域等の見直しは現在の竹原市の農地の現況を踏まえ、今後の農地の有効利用や農業促進を考えられた下でしたと考えます。残念なことは、災害で大切な農地が被害を受け農業ができなくなったことです。

平成30年豪雨災害等で非農地になった面積は幾らかお伺いをさせていただきます。また、災害で復旧した農地は農業を再開するのが条件と伺っておりますけど、全ての方が農業を再開されているのかということについてもお伺いをさせていただきます。

副議長（山元経穂君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 平成30年7月豪雨災害によりまして被災した農地につきましては、原則公共による復旧工事——これは約80件程度でございますが——これと自らの復旧作業によりまして復旧されているものが大半でございます。また、農地

法上においては、こういった近年の災害により農業ができなくなったということの理由によりまして非農地ということに判断することはございませんけども、農業委員会で毎年調査をさせていただいております遊休農地の面積につきましては、平成30年度末では21ヘクタール程度であったものが、令和3年度末では67ヘクタール程度まで増加しておりまして、約46ヘクタール増加している状況になっております。

このうち、どの程度が災害によりまして耕作されなくなったかについては確認できておりませんが、平成30年の災害により、農地を続けていくことが困難になったことから、令和2年から開始されております第5期中山間地域等直接支払制度の取組ができなくなった新庄町の葛子地区でございますが、そういったところが実際に出ておりますことから、高齢化だけでなく災害により耕作されなくなった農地が一定程度あるものと考えているところでございます。

また、復旧した農地で全て農業が再開されているかということにつきましては、公共による復旧工事については農業を継続することということが条件ではございますが、今後現地確認等を行いまして、必要に応じて農業が再開できますように指導支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） ありがとうございます。

平成30年の災害があったときに、私も初めて議員にならせていただいて、農家の方といろいろお話をする中で、農業を始めてくださいと、激甚災害で負担金も安いのでそういうことをしてくださいと言われても、なかなかもう高齢化のために農業を諦めるという方も何人もいらっしゃいました。大変残念に思っておったわけですが、そういう方がかなりいらっしゃると思います。

それと、最後に聞きました、一応農業をやっていただくというのは今からだろうと実際には思います。いろいろと農業をするためにいろんな準備とかいろんなことがあると思いますが、これには多額の税金が入っているもので、そこを踏まえてやはり決められたことはしっかりとやっていただくようなことを今後、市もそういう農家の方に御協力、御支援をいただくように努力をしていただきたいと思いますと思いますが、この辺についてどのように。

副議長（山元経穂君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 先ほども答弁させていただきましたけども、公

共工事につきましては、農業を継続するということが条件でございます。高齢化という部分もございまして、継続についてはなかなか難しい点もあるかとは思いますが、市といたしましてはこういった現地確認等を行いながら、引き続き農業を再開いただけるよう御支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） では続いて、質問させていただきます。

太陽光発電用地にかなり転用されていると。私も農業推進委員を1期やらせていただきましたので、多かったことはよく覚えております。農業でまとまった営農するための農地の確保が大変難しいということは今答弁いただいて分かっているのですが、それ以外に太陽光発電用地等になって、農業をするのに対するデメリットがほかにあるかどうかということ、また竹原市では太陽光発電用地を利用して農業をされている方がいらっしゃるかどうか、そこについて伺います。

副議長（山元経穂君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） ソーラー設置、ソーラー転用によりましてのデメリットにつきましては、一団の農地ということについては、先ほど市長答弁で申し述べさせていただいたところでございますが、それ以外のデメリットということでございますが、農地から他の用途に——ソーラー用地でございますが——転用されているということから、その地域での農業の担い手が減少していくということになりますので、その担い手の減少に伴いまして、例えば農道や農業用水路、こういったものの維持管理をする人員といますか、担い手の方が減っているということで、農業を継続する上での課題が出てくるものと考えているところでございます。

また、ソーラーの下を利用した農業ということでございますが、こちらにつきましては営農型太陽光発電と言われておりまして、太陽光パネルの下を利用しました農業をしていくということでございますけれども、現在竹原市では事例はないという状況でございます。しかしながら、年に数件はこの営農型太陽光発電について問合せを受けております。そういったのはまず売電による農業以外の収入増ということもありますけれども、日陰ができるということで熱中症対策、あるいは日陰に適した作物栽培、こういったことがございますので、今後農業の農地利用の一つの方策として、市としても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） 今後、太陽光発電を利用した農業等が始まる可能性が考えられますので、そのことについては市のほうもよく検討して今後対応していただきたいと思えます。

続きまして、3番目、担い手不足の解消について御質問をさせていただきます。

特に、新規就農者が農業経営を始めようとするためには、その地域の方々の協力体制や信頼関係が大変大切だと考えます。

竹原として、このような対応をどのようにされているのかをお伺いさせていただきます。

副議長（山元経穂君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 新規就農者等の就農に当たっての地域の協力体制、信頼関係の構築という質問でございますが、本市におきましては、地域にお住まいの方が新たにというケースよりは、市外から転入いただいたり、他の地域から農業を始めたいという方の相談が多くございます。そういうことから、新たに就農される前には一定程度のまず農地を集積するというのもございますので、竹原市と担い手が協働しまして、地域でまず説明会のほうを開催させていただいております。説明会の中では、どういう作物を作付していくか、あるいはスケジュール等について説明しながら、逆に地域のほうからは水路管理、農道管理等、いろいろな注意することを御意見いただくというような形で説明会を開催させていただいております。

また、営農については、広島県やJAとサポートするという体制を組んでおりますので、地域において営農がスムーズに行われるよう取り組んでいるところでございます。

こういった取組の中で、地域との協力体制あるいは信頼関係を構築してまいるというところでございます。よろしく願いいたします。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） 新規就農者がその地域でしっかり営農ができるようにするためにも、やっぱりその地域の方に溶け込まなければいけないと思えますし、根を下ろした農業、農業は継続性が大事でございますので、その辺は今後とも市はしっかりと対応していただきたいと思えます。

次に参ります。

4番目、鳥獣害の被害対策についてお伺いをさせていただきます。

農業経営を行うには重要な対策事業であると考えております。私も農業地域のほうにいますので回って見る機会が多いのですが、補助金対象とならない対策が多く取られているように思います。もう少し補助金対象を柔軟な対策にしたほうがよいのではないかと考えますし、特に農業振興地域内は作付する作物もある程度同じようなものを生産されておりますので、そういうところの農業振興地域を今から竹原市の農業の中心にするのであれば、やはり農業地域丸ごと全体で鳥獣害対策を考えてもらえばいいのではないかと思うのですが、その辺についてお伺いをさせていただきます。

副議長（山元経穂君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） まず、補助対象外の鳥獣害対策の支援という部分でございますが、確かに鳥獣害対策支援につきましては現在個人向けの支援として単市で実施しておりますが、トタンあるいはワイヤーメッシュ、そういったものの設置が補助対象ということでございますが、現在そういったもの以外にも新たな防止対策のもの、あるいはそれぞれ農家の方が工夫して鳥獣害対策を取られているというケースがございます。市といたしましても、補助対象以外のものにつきましても、効果があるものについては費用面で有利なものもございますので、柔軟な対応をしていきたいと考えているところでございます。

また、地域ごとの鳥獣害対策でございますが、本市の、先ほど議員からもございましたように、農業については、例えば北部地域であれば水稻、また吉名ではジャガイモ、竹原ではブドウ、そういった地域ごとで特産品といいますか、農産物が集中しているという地域が多くあるかと思えます。北部では中山間地域においては、中山間地域等直接支払交付金を活用いたしまして、地域で鳥獣害対策に取り組まれているというところはございますけれども、地域ごとで農産物ごとに鳥獣害対策を取るというのは重要なことだと思っております。

今年度については、竹原吉崎地区において、国の交付金を活用しながらJAのブドウ部会の数人の方が合同で鳥獣害対策を取られるということで、市のほうも支援しまして、地域全体での鳥獣害対策を促進しているところでございます。こういった取組が被害防止対策に、より高い効果があるものと考えておりますので、地域全体で鳥獣害対策を取っていただくよう促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） ありがとうございます。

いろいろ私も、農家個人個人とお話をさせていただくことが大変多いので、そのときに市の状況とかということについて、本当に市は補助金をなかなか出してくれないというような話をかなり聞くこともございますけど、その中で手頃なといいますか、自身で対策をされるというのは大変大切なことでありますが、その辺もじっくり農家のサイドに立ってそういう柔軟な補助金対象を今後考えていただくようお願いをしておきます。

では続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響による支援金の具体的な検討がされているのかどうかについてお伺いをさせていただきます。

副議長（山元経穂君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらの農業者に対する支援金でございますが、市長のほうの答弁でもございましたとおり、コロナ禍におきまして原油価格、物価等が高騰しているという状況があります。農業の関係におきましても、例えばワイヤーメッシュ等ですと昨年から約3割ぐらい上昇したり、また燃料等についても2割以上高騰している、また肥料についても高騰するという情報が入っております。

市といたしましては、そういう影響を受けている農業者の皆さんに対しまして、一定の収入条件等は考えているところでございますが、他の業種の皆さんと同様に定額の支援金の支給を検討しているところでございます。よろしく願いいたします。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） しっかり前向きに考えていただきたいわけですが、県内では三次、世羅町が既にコロナ対策として支援金を給付しております。特に、世羅町のことを紹介させていただきますと、世羅町は新型コロナウイルスの影響を受けた農業法人や町の認定農業者向けに農地面積に応じて支援金を出されております。集積した農地や農業技術を守るため、10アール以上の農地を所有する個人や法人に10アール当たり3,000円を支給、畜産農家については一律50万円を支給ということでございます。その財源については、国の臨時交付金で充てておられます。世羅町のほうは基幹産業が農業ということもございますので、そういう形が早々と取られているのだと思いますが、農業を継続する、守るということはどこの地域でも同じことでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

また、米の価格です。米の価格はJAが基本的にある程度の米の価格を出して、それに

よっていろいろと市場的な米の価格が決まってくるようになってはいるわけですが、JAのほうの令和元年度から令和3年度では1,000円近く価格が30キロ当たり下がっているわけです。これは当然コロナ禍だということで下がっています。米は現在自由販売ですからJAへ出すばかりではないのですが、竹原市の農家の方は現在でもJAのほうへ出荷される方が多くおられます。

先般、三原農協の田中組合長に会う機会がございまして、農業振興なりそういう市のほうへ協力してくれないかという話の中で、米価が下がっているということも大変農協側としてもつらいというような話をされておりましたし、今度肥料の価格が高騰するということが農協自体も大変頭を抱えていらっしやいました。農協のほうもそういう形で支援をしてくださいよということでお願いをさせていただきました。

その中で、JAさんも来年合併されますので、大きなJAになります。その関係の中で大変忙しいのですが、最近竹原市の農業に対する考え方は大変進んできているという話をされておりました。その中で、農業振興については協力できることは協力していきたいという話もさせていただきました。ということがございますので、今回のコロナもそうですが、農業経営を守るためにぜひとも支援をお願いしたいと考えております。

では続きまして、次に参ります。

農地の効率的な活用方法は現時的に大変難しいのではないかと。私も市長答弁を読ませていただいたら厳しいのではないかなと思いますが、その中で令和2年度から空き家バンクに登録されている空き家に付随する農地を取得する場合に限り、その下限面積を1アールということにされておりますが、農地を取得しやすくすることということで有効活用を図っておられますが、現時点で何件で、取得された農地面積は幾らか伺います。また、令和2年8月に実施されたアンケート調査の概要では、農地の効率的な利用をするための対象とした市民農園など、非農家への貸出しが47.3%でトップであります。このようなニーズ等を竹原市は今後どのように検討されるのかお伺いさせていただきます。

副議長（山元経穂君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） まず、2点御質問をいただきました1点目でございますが、下限面積引下げによります申出の件数等でございますけれども、令和2年以降、制度の見直しをさせていただきますして、農地法に基づく下限面積の引下げを実施しているところでございますが、まず登録いただいた方につきましては所有者9名でございます。筆数が27筆、面積が5,764平方メートルの申出登録をいただいております。

このうち、成約といたしますか、売買に至ったケースでございますが、23筆、面積として3,585平米分でございます。新たな担い手といたしますか、購入いただいた方については6名という状況になっております。この6名については、市外の方が5名、市内の方が1名という状況でございます。

次に、市民農園などへの転換ということでございますが、市民農園につきましては、現在、市の施策として実施しているという現状ではございませんけれども、地域によっては一つの農地を分割して複数の人が実際に農作物を栽培されているという事例もございます。そういった事例を参考にして、農地所有者の希望に沿えるような形で農業、営農ができるよう、今後の施策に生かせればと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） ありがとうございます。

農地法でいえば、なかなか非農家の方へ貸出しすることは今の現状では大変難しいと。法律では北部で20アール、南部で10アールという、なかなかそれだけを非農家の方が管理するのは大変だと思います。それで、民間のレベルといたしますか、農家の方が地域の非農家の方へ、ではこれだけ使ってもいいよというような形のもので今はいっているのが現状だと思いますし、うちもそういう形で何回か地域の方にお貸しをしたこともございます。というような形の中で、今後は下限面積とかということについて、農業委員会でしっかり検討されて、もうちょっと非農家の方が農業をしやすいような状況を考えていただきたいと思います。そういうニーズは家庭菜園的なものはたくさんあると思いますので、その辺を含めた中で今後対応していただければ、高齢者なり、何しろ家庭菜園をやるということについてはやっぱり健康的な面からしてもいろんなことがあると思いますので、その辺も今後考えていただくようお願いしたいと思います。

では続きまして、8番目、地域おこし協力隊について再度質問させていただきます。

2名の方が今活動されているとは伺っておりますが、1名は田万里、仁賀地域を中心に生産されたものを活用し、どのような食品開発をされているのか。もう一名は郷土産業振興館の運営に携わりながら商品開発をされている。どういう商品を開発されているのかということをお伺いさせていただきます。

副議長（山元経穂君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 地域おこし協力隊の活動の実績といたしますか、

どういったことを実際に商品開発されているかというところでございます。

まず、田万里、仁賀地域で活動している協力隊につきましては、田万里地域で令和元年度から開始されておりますプロジェクトに参画いたしまして、米、大豆あるいは菜の花を生産いたしまして、それらを活用して実際に米粉パンあるいは豆乳チーズ、菜種油といった商品を開発したところでございます。また、開発した商品につきましては、その商品や田万里地域のPRをするためのホームページを作成いたしまして、販売につながるようなパッケージデザインも考案しながらインターネットショップの構築に取り組んだところでございます。こうした取組によりまして、令和3年度には昨年の11月から豆乳チーズなどを販売いたしまして、約100万円程度の売上げが上がったというところでございます。任期が残り1年となっているところでございますけれども、現在は田万里地区でのプロジェクトの経験を生かしまして、他地域においても農業をしながら農地面積を増やすような取組をしているところでございます。

次に、郷土産業振興館に従事している職員でございますが、こちらは令和3年10月から赴任して以来、これまでにデザインの勉強とかホームページの作成に従事していたという利点を生かしまして、まずは商品PR用のポスターあるいは郷土産業振興館のPR用のリーフレット、そういったものを作成いたしますとともに、商品としてはなかなか売行きが伸び悩んでおりましたけれども、小魚の詰め合わせセットを作って販売したり、現在では魚の煮つけの真空パックを今ずっと研究して商品開発、そういったものに努めているところでございます。

また一方では、忠海、吉名漁協に仕入れに行ったりしておりますので、漁協の組合員と稚魚の放流に取り組んだり、あるいは漁業に関心を持っているということで、郷土産業振興館を活用して、より鮮度を保つような調理法についても現在取り組んでいるところでございまして、今後も新たな商品開発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） 一生懸命取り組んでいただいているということでございますが、4年の期間でございます。農業とかいろんなものは継続性を問うわけですので、その辺もじっくり、なかなか成果というのもあるんですが、しっかりとあと2年頑張ってくださいようによろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つの質問でございますが、今回の市長答弁においてジビエの利用ということが出

てきたのは、私はちょっと意外だったのですが、鳥獣被害対策とか、いろんな形の中で農業振興に与える影響が大きいのではないかと考えておりますが、今回のイノシシ、鹿等のジビエの利用について調査研究ということにされていますので、検討ではないのであれですが、今後どのような取組を考えておられるのか、お伺いさせていただきます。

副議長（山元経穂君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらのジビエの利用につきましては、田万里、仁賀で活動している協力隊員が農業を営む中で、鳥獣被害に課題を感じておられて、そういった若い農業者はほかにもございますので、そういった農業者と連携いたしまして、現在、空き家等を活用して加工解体施設を開設検討していたり、現在は猟友会のほう、会長さん宅等に訪問いたしまして、イノシシ、鹿の捕獲方法等についていろいろ相談させていただいているところでございます。

また、食肉の活用につきましては、地元の加工会社と連携いたしまして、商品開発に取り組んでいきたいということで、現在、計画しているところでございます。

また、こうした取組を進める上で、資金というものが重要になりますので、こちらにつきましては、現在クラウドファンディングにより調達していきたいということで検討しているところでございます。

市といたしましても、こういった農産物への鳥獣被害は減少していると言えない状況でございますので、イノシシ、鹿の捕獲が促進されるよう、こういうジビエの利用については効果的であるというように考えているところでございます。

市におきましても、協力隊の計画が具体的に進んでいけば狩猟者の確保、あるいは加工施設の課題等が出てくるとは思いますけども、市としても何とか支援していけたらなと思っているところでございます。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） ジビエのことは、実際私も市民の方と県に相談に行ったことがあるのですが、ジビエの加工とかということで。なかなかそういうことは難しいよという話を聞きましたということで、一生懸命やろうと思っても、その辺はたくさんイノシシや鹿がいるから、ジビエの事業をしようというのはなかなか厳しいというお話でした。加工が大変難しいということで、販売するのはできたものを販売するのだからいいなということがあって、そのためには今部長が言われましたように、資金とかいろんなもののどうしても支援が必要で、頑張る方がいらっしゃればやっていただくということだろうと思

ますが、採算ベースがどうかまで考えると、なかなか難しい状況ではないかと思いますが、今後、調査研究ということですが、これを検討ぐらいに変えていただいて、しっかりそこらも今後検討していただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

農業の最後の質問をさせていただきます。

農業振興でございます。

農業振興については、国の方針、担い手不足の解消の新規就農者や経営規模の拡大を目指す担い手等が中心となった補助金や各種制度を使つての担い手確保、育成を図つております。竹原市もそれに追随しながら、国の政策に基づいて対応されていることというのは間違ひないと思ひます。先ほどから、私がずっと言つていますように、農業は継続性だと。とにかく農業は良いときも悪いときもあるわけですが、長く継続していくということが農業には大切だと私も考えております。そのためには、今現在、農業をされている方は一生懸命農地を守つていただひているわけですが。その中で、農地を守り、保全し、耕作放棄地化しないような政策を今後市のほうには取つていただひたいと思ひます。荒廢防止をどのように今後取り組まれるかをお伺ひいたします。

副議長（山元経穂君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 今後の農業振興ということですが、まずは農業の担い手が高齢化、あるいは減少していく中におきましても、やはり農地を守つていくということが必須であるかと考えております。議員のほうから御指摘いただきましたとおり、耕作放棄地にならないように取り組んでいくことが重要であるかと思つておりますので、現在は耕作放棄地対策といたしましては、農業委員会による調査、あるいは中山間地域交付金を活用した農地保全、そういったものに取り組んでいるところでございませうけれども、引き続きこういう取組を継続して、新たに若い世代の方が本市で農業に関わつていただくこと、あるいは規模の小さな農業者においても農業を継続していただく、こういったことが重要であるかと思つております。

今後におきましても、竹原市で農業を始めたい、あるいは農業を続けたいと、そう思つていただけるよう一定規模以上の営農を希望する方については、これまでどおりの支援をしていきたいと考えておりますが、規模の小さい農業者においても、鳥獣被害防止対策への補助金の活用をしやすくなるなど、そういった見直しをしながら営農を支援してまいりたいと考えております。

農地法においても、下限面積の見直しという質問をいただひたところではございませう

が、竹原市に合ったような形の下限面積についても検討しながら、どのような形で農地を守っていくかということについて、市といたしましても検討、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（山元経徳君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） 今、部長が言われたように、今の農政というものはどうしても新規就農者中心の考え方です。そうではなく、竹原市にはそういう方よりか、今現在高齢化でありながら一生懸命農地を守った零細な農業者が多いわけです。そこらにも手を差し伸べるというのは、それも農業振興だと思いますので、引き続き、新しいものを作ってくれる方がたくさんいらっしゃればいいのですが、なかなかすぐはそうはいきませんので、そういう方をしっかりと支援していただくようお願いしたいということと、最後に5年、10年後の農業を見据えた政策を今後対策として考えていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと考えます。

続きまして、浸水対策についてお伺ひさせていただきます。

今回は、東野町、東野地区の浸水対策を中心に再質問させていただきます。

災害復旧は、まだ全体には至っていないと考えています。昨年7月及び8月の大雨災害に係る災害復旧の取組としては、柏野川、青田川の復旧工事が本年1月に完了したということは、市長の挨拶の中にもありました。また、出水期前に山田川の浚渫工事や農業用、生活用水路の土砂撤去も実施していただいているところでございます。本当にありがたいと思っておりますが、相次ぐ災害で既存の河川や水路は耐えられないほどの雨量や土砂がどうしても災害では出ますので、それで災害が発生していると思ひますし、いろんな地域を回らせていただく中で、今農業問題もやりましたけど、水田が減少していると、遊水田の保水能力が減少すると、どうしても水路とか川へたくさんの水が流れるということも否めない事実だろうし、水田が減少すると、農業用水路は使用しなくなる、その中で土砂等がたまった水路が機能しないところも多く、私も見ておりますが、そういうことがございますので、そういうことに今後対応していかなければいけないと思ひますし、東野町もこのような現象下にあると思ひしております。特に、2度の災害で青田川には大量の砂が流れ込んでおります。それは上流に砂防ダムか治山堰堤のようなものがあつたほうがいいのではないかなという、私も感じはしております。そこらが浸水災害の要因の一つではないかと考えます。

そこで、お伺いさせていただきますが、現在、業務委託により地形や既存水路の大きさ、勾配などの現況を把握するための作業等を実施されていますが、この調査やシミュレーションはいつ頃結果が出るのか教えていただきたいと思います。

副議長（山元経穂君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 東野地区におきます業務委託の状況ということで御質問いただいております。

東野地区における業務委託につきましては、市長からの答弁にもございましたけども、今年度、この業務委託におきまして様々な調査を進めているところでございます。地域の皆様方にとりましては大変御関心が高い内容というふうには認識しておりますけども、時期につきましては、できるだけ早く御説明ができるように、広島県ともいろいろ必要な協議を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） ありがとうございます。

若干まだ予測がつかないということだろうと思いますけど、今業務委託中ならちょっと詳しいことを、地域の住民の方からすれば大変重要なことですので、部長、分かる範囲で回答していただきたいわけですが、市長答弁の中に在屋川の越流対策ということも出ておりますし、山田川のバックウォーター現象対策ということが出ております。そのためにはポンプ等の設置等も必要だと思いますが、その辺について部長のお考えをお聞かせいただきたい。

副議長（山元経穂君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 在屋川及び山田川における対策の現在の状況ということで、御質問でございます。

まず1つ目、在屋川の越流対策ということでございますけども、当時の被災状況を踏まえますと、現段階の想定でございますけども、例えば護岸のかさ上げですとか、橋の架け替えといった河川の断面を確保するというような対策が想定されるところでございますけども、実施におきましては様々な現地の条件を考慮する必要がございますので、具体的な対策につきましては今後調査設計を予定しておりますけども、この中で検討していくということとしております。

もう一つ、山田川のバックウォーター対策ということでございますけども、これにつき

ましては先ほどの1つ目の御質問の業務委託というところの内容で進めているところがございますけれども、今年度具体的な対策内容ですとか、事業規模、さらには必要な期間、こういったものにつきまして、そういった検討も含めまして業務委託を進めているというところがございます。

具体的な内容につきましては、できるだけ早く御説明ができるように取り組んでまいりたいと思います。御理解のほうをお願いいたします。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 2番下垣内和春議員。

2番（下垣内和春君） 今、一生懸命に調査中でございますので、そこまで聞くのはどうかということの中では、やはり住民の方は4年に2回も浸水が起きているわけですから、その辺については大変市民の方もシビアではないかと考えております。

今後、そういう設計とかシミュレーションが終わったら、やっぱり地域のほうへ出向いていていただいて説明、また住民の方の意見等を参考にした大変よい浸水対策に心がけていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、市長のほうへ御質問して私の質問を終わらせていただこうと思っております。

市長は、令和3年3月に竹原市強靱化地域計画を策定され、人命の保護が最大限図られること、市、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること、迅速な復旧復興に資することを基本的な目標として、年次別に取り組まれております。その中の一つである緊急自然災害対策事業、河川浸水もかつてない大がかりな計画を立てられて、地域の住民が安心してその地域で住める地域づくりの確立を目指し、対応されていると考えております。市長の今後の強靱化対策の取組についてお伺ひいたします。

副議長（山元経穂君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 竹原市の強靱化地域計画につきましては、議員御承知のとおり、昨今の日本の全国的な豪雨災害でありますとか、災害の激甚化、予測できない降雨量、自然状況というものから、国も抜本的に強くこの取組を進めるべく対策を講じるための各地域への計画策定を求められ、また竹原市においてもその計画の策定を進めてきたところであります。

いずれにしましても、竹原市としては強靱化計画を定めた上でも同年7月、8月に大きな災害を被ったわけでもございます。相まって、平成30年の豪雨災害からの復旧復興、

また昨年の7月、8月の大雨災害を受けました取組としては、一日も早い復旧、また強靱化に向けた対策、これはもう必要不可欠だというふうに強く認識しております。

部長も、現時点の取組状況は御説明申し上げましたけれども、まずは今年度、そのような形で本川については、以前から御説明申し上げております。また、東野におきましても、大変大きな被害を被った地域でもございますので、しっかりとした計画策定をもって各地域の皆さんが安心して暮らすことができる事業が推進できるように、今後も鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、災害対策事業はどうしても時間のかかるものでもございますが、応急対策を含めてハード、ソフト両面で、この災害対応については取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解とまた御協力をお願いしたいと存じます。

副議長（山元経穂君） 以上をもって2番下垣内和春議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時15分まで休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時14分 再開

〔議長交代〕

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、松本進議員の登壇を許します。

14番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず、第1番目には忠海団地内の公園管理についてであります。

団地住民の方から相談がありました。今年2月に今榮市長に団地内2か所の公園管理、運営を竹原市に要望しますという内容でした。そこで市長に質問します。

公園管理の要望書に対する竹原市長の回答、対応はいつどのようにされていますか。

私は、住民の要望を受け入れるべきだと考えます。参考までに紹介しますと、自治会が負担する公園の維持管理費は、2011年度に第1公園フェンス55万8,600円、2016年度には第2公園フェンスに85万9,229円、2021年度には第1、第2公園の樹木の伐採、枝打ちに113万6,300円、この間の合計で255万4,129円です。団地の住民は、災害時の避難所として公園設置が位置づけられており、冠崎公園や内堀公園と同様に竹原市で管理、運営をしてくださいと強く要望されています。市長の答

弁を伺います。

次に、団地内2か所の公園管理は、改定前の地方自治法第2条第2項に定める公共事務に該当するのでしょうか。この公園施設は、避難所、市民の集会所、憩いの場等々、市民の生活に必要不可欠であります。

次に、この2か所の公園は、2003年、平成15年3月28日、3者——団地開発者と竹原市と忠海団地自治会長——、この3者が「忠海団地内の第1児童遊園地及び第2児童遊園地の管理に関する覚書」を締結しています。この覚書の第2条に所有権移転登記とあります。第2条に至る目的や法的な根拠、所有権移転登記日、登記費用の事務について伺います。

第2番目の質問項目は、本川等防災対策について伺います。

今年5月10日に広島県西部建設事務所東広島支所から、本川水系の河川整備に伴うアンケート調査が私のところにも届きました。本川水系では、平成30年7月洪水、令和3年7月洪水など、浸水被害が発生していることから、広島県では本川水系における今後おおむね20年間の具体的な整備の目標及び整備内容を定めた本川水系河川整備計画の策定を進めていますということでした。

これまで広島県は、本川河川整備計画を2007年2月に作成しています。私は、早期実施を強く求めてきました。しかし、実施に至らず15年が経過しています。2018年7月、2021年7月に洪水が起きて、甚大な浸水被害が発生しました。

そこで、市長に質問します。

新本川整備計画は、旧計画——先ほど申し上げた2007年2月策定——、この計画と比較して、主な変更内容はどこになるのでしょうか。2018年7月、2021年7月の教訓を生かす洪水被害防止のために本川河川整備計画における河道断面の設計の時間降雨量は何ミリとなりますか、大王浸水対策時間降雨量44ミリと同じでしょうか。河川改修区間は、旧計画では延長が1.6キロから新計画では延長が1.05キロと短縮変更されています。流域面積では、7.39ヘクタールに対する洪水が安全に流下できる河道面積は、旧計画で住吉橋上流付近の河道幅約12メートル、法河川上流端付近は約8メートルですが、新しい計画の変更はありますでしょうか。

河川改修川幅拡張の概要はありませんけれども、本川下流域の左岸、国道185号拡幅工事に伴った——これは古い年代に工事をされていますけれども——、この工事に伴って竹原の道の駅から陸橋付近の本川の川幅が極端に狭くなっています。河道断面の確保はど

のように担保されているのか、伺っておきます。

本川河川改修区間は、洪水調整、貯水機能を確保する場所は右岸ですか、広さは何平米ですか。この洪水調整機能の働きを伺っておきます。

次に、現在の本川河川整備計画は、2007年2月に策定しましたが、15年たっても本川の拡幅工事等は実施されていません。この繰り返しは、絶対に許されません。新本川整備計画の策定予定日、工事施行期日の見通し、市長の取組の決意も併せて伺っておきたいと思います。

次に、北崎、吉崎遊水地の浚渫計画、実施状況、浚渫工事に伴う遊水地の貯水容量の確保、排水ポンプ能力に伴う流域面積の時間降雨量は何ミリとなりますでしょうか。

3番目の質問は、竹原市立小中学校の統廃合問題、いわゆる竹原市立学校適正配置懇話会の答申について伺います。

竹原市教育委員会が2月27日、総務文教委員会に報告した竹原市立学校適正配置懇話会——すなわち懇話会の答申——、将来を見据えた市立学校の適正な在り方等について——2022年2月4日作成——、この内容について私は大変驚きました。

竹原市立学校の統合再編スケジュールを見てみますと、第1期——2022年から2032年——、第2期——2033年から2043年——の今後20年間には、現在の竹原市立11学校を（仮称）竹原学園の1校に統廃合する内容であります。

教育長は、第1回の懇話会21年2月5日、この懇話会で市立学校の統廃合、再編の時期など4項目を諮問されて、主な諮問理由は少子化の進展に伴い、児童生徒数が減少し、複数校で複式学級が発生するなど、学校を取り巻く状況は厳しさを増しています。こうした状況の中で、児童生徒の社会性の育成に制約を生じるなど、教育指導上の課題が多いため、学校の適正化等を図る必要があると述べています。

また、総務学事課長は、小規模校の課題として、児童生徒に与える影響、これが一番重要なかもしれませんと発言され、その一つに集団の中で自己主張、社会性、コミュニケーション能力がつきにくい。2つ目には、切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。3点目に、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいなど、5つが考えられるとしています。

しかし、現在、このようにならないように、校長をはじめ教職員が努力していますが、どんどん教職員も若返り、教職員の技量という話にもつながるかもしれませんが、課題として示させていただいておりますとの報告がされています。

そこで、教育長に質問します。

まず、この小規模校の課題に伴う児童生徒に与える重要な課題は、教職員の努力で対応されています。小規模校の本質的な課題は、教職員の採用等竹原市教育委員会の内部問題のことではないでしょうか。

次に、小規模校が児童生徒に与える影響——社会性や切磋琢磨等々——の具体的な教職員の努力、対応を伺います。

次に、第2回懇話会21年5月25日、この懇話会で、教育次長は市立学校の適正配置について、あくまでも事務局のたたき台です、議事2、市教育委員会が目指す方向性で説明した協働的な学びを授業で進めていくためには、どうしても少人数学級や複式学級では難しく、各学年に一定規模の集団が必要だということですを述べています。

そこで伺いますけれども、複式学級や少人数学級は、標準規模学級に比べて児童生徒の学力は低下していますか。その具体的な検証はありますか。保護者アンケート結果は、今の竹原市の学校教育について約8割が満足です。約2割の保護者の満足していない項目は、学力面26.8%、英語教育14.5%、生徒指導14.5%であり、この対策は今のようになっていますか。

次に、市教育委員会が想定する各学年の一定規模の集団とは、第2回懇話会21年5月25日付、この懇話会で教育次長が述べた先生方の経験により、1グループ5人程度で話し合いができて、さらに他のグループの多様な意見を聞き、学びを深めることができるように4から6グループで1学級20人程度が理想的ではないかと考えていますということですが、この教育次長の一定の集団に基づく20年後の竹原市立学校の統合再編が、(仮称)竹原学園1校にすることなのでしょうか、明確な説明を求めます。

次に、懇話会、懇話会とは広辞苑によると打ち解けて話し合うというふうに記載しておりますが、この懇話会の在り方についてお尋ねします。

教育長は、第1回懇話会で4項目の諮問事項、理由を説明の後、将来を見据えた市立学校の適正な在り方等について、教育的視点から検討、審議をしていただき、御提言をお願いしますと発言しています。

ところが、第2回懇話会で、教育次長の市立学校の適正配置及びブロック制の再編について、竹原市の児童生徒数の現状、学校施設の老朽化等を踏まえた今後10年から20年後を見据えた教育活動を適切かつ効果的に行うことが必要です。この説明をたたき台として議論していただければと思います。この説明の後、第1番目に委員からの発言は、次の

ようなものでした。

竹原市の厳しい財政状況を考えると、教育の中身について非常に言いにくいのですがということでした。続く会長の発言は、この会では経済問題は避けて通れないので云々、その一方で、将来の児童生徒数の減少を考えたときに、竹原市の中でどのようなシステムを取り入れてマネジメント——企業の経営管理のことです——していけばいいのか、子供たちの力をより最大限引き出すことができるのか、こういった方向で会としては答申をまとめたいと発言されています。

そこで教育長に質問します。

厳しい財政事情では、教育の中身について言いにくい、この発言を踏まえた答申を教育長はどのように受け止めていますか。また、どのようなシステムを取り入れて子供の力を最大限引き出す内容ですか。

次に、保護者アンケートの一部を紹介いたします。

竹原市学校教育の満足度の問いについては、約8割が満足しています。

次の竹原市学校教育について望むことは、まず第1番目に子供たちが社会性や協調性を身につける機会があること。2番目に子供同士が刺激し合い、学力、体力を高め合うことができる。3番目には一人一人に目が行き届いたきめ細かな指導を受ける等々、保護者の意見、要望であります。

この学校教育に望むことで、1番が先ほど言った社会性協調性を身につける、2番目が子供同士が刺激し合い、体力、学力を高め合う、3番目が一人一人に目が行き届いたきめ細かな教育を受けることができるということでした。

そして、人数の少ない学校でよいと思われることはの問いに対して、1番が教職員の目が行き届きやすく、きめ細かな指導ができる、これは26.4%でした。

次に、学校教育を行う上での問いで、1学級の人数は何人くらいが適当だと思いますかというアンケートに対して、1番目には20人から24人程度、43.6%、2番目は25人から29人、32.2%、3番目が15人から19人、13.5%、こういった少人数学級に対する保護者の声がありました。総じて、このアンケートでは、保護者の意見、今の学校教育に約8割の方が満足されている。2点目に人数の少ない学校でよい、これが保護者の26.4%で多数です。その理由としては、先ほど申し上げた教員の行き届いたきめ細かな指導ができること。3番目に学校教育を行う上で、1学級20人から24人が適当、こういった保護者の考えであります。

ところが、第4回懇話会21年9月2日付の懇話会ですけれども、会長はどう言っているのか、これの一部を紹介すると、今回のアンケート結果が、私たちの適正配置とどういう関係を持つのか、2つ目にはやはりコミュニティがこれからどうなっていくのか、これまで地域が学校を支えていくストーリーでしたが、地域が衰退していく中で、学校が地域を支える、学校が地域に貢献していく、もう一つのストーリーを学校には期待しているという発言もありました。

これを踏まえて、教育長にお尋ねしたいのは、先ほど申しあげました保護者の意見、要望は、答申のどこにどのように反映されていますか。また、学校統廃合の——すなわち適正配置による——地域の衰退に伴い、学校が地域を支える、この具体的な施策は何でしょうか。この施策と地域の衰退との関連はどのようになりますか。教育長の明快な答弁を求めます。

次に、市長に質問しますけれども、この答申の柱は、現在、竹原市立11学校ありますけれども、これを10年、20年後までには一つの学校、(仮称)竹原学園この1校に統廃合する内容です。教育施設という公共施設の役割が失われてしまうだけでなく、地域のコミュニティ、協働社会が衰退、崩壊して地域のにぎわいが失われることは明らかであります。竹原市の人口減少を加速して、竹原市の存続そのものに重大な影響を与えます。

市長は、この予測される事態を追認されるのかどうか。私は、懇話会の答申である学校統廃合は即刻中止すべきである。市長に明確な答弁を求めたいと思います。

議長(大川弘雄君) 順次答弁願います。

市長。

市長(今榮敏彦君) 松本議員の質問にお答えいたします。

3点目の御質問のうち、教育に関する内容につきましては、後ほど教育長がお答えいたします。

1点目の忠海団地内の公園管理についての御質問でございます。

忠海団地内の第1児童遊園地及び第2児童遊園地は、昭和49年に開発事業者が忠海団地造成時に整備したもので、これらの管理につきましては、平成15年に開発事業者、本市及び忠海団地自治会の3者で締結した覚書により、地元自治会が行ってきたものであります。こうした中で、自治会住民の高齢化の進行や公園管理に係る住民負担の増加により、将来的に自治会で公園を管理することが困難となることを見込まれることから、本年2月22日に忠海団地自治会から覚書を解除し、公園を本市が管理するようとの要望を

受けたものであります。

本市といたしましては、他の民間管理の公園との公平性や住民の高齢化による負担の増加などの観点から検討を行い、今後は全ての管理を自治会が負担するのではなく、日常的な点検や維持管理については自治会で実施し、施設の補修や撤去等については、市と自治会がその都度協議した上で対応することとし、5月13日に忠海団地自治会に文書により回答し、おおむね御理解をいただいたものと認識しております。住宅団地開発により整備された公園の管理につきましては、開発事業者が住宅地として造成、分譲したもので、公園についても、主に団地内に居住する住民の憩い、交流の場として活用されることを目的に、開発事業者が整備されたものであるため、本来は民間で管理するべきものと考えております。

次に、覚書第2条の公園敷地の所有権を市へ移転する旨の規定につきましては、主に団地内に居住する住民の憩い、交流の場として活用される公園用地が、将来にわたり維持、存続されることを目的として、3者が任意で定めたものであります。この規定に基づき、平成15年4月に開発事業者から市に、公園用地に関する寄附申込書が提出され、本市において同年5月に所有権移転の登記を行ったものであります。

次に、2点目の防災対策についての御質問でございます。

現行の本川水系河川整備計画は、平成16年から平成17年にかけて相次いだ台風による高潮被害を踏まえて、平成19年2月に策定され、この計画で河口部の高潮対策として位置づけられた防潮水門及び排水機場などが、平成25年9月に供用開始され、これまで相当な効果が発揮されているところであります。平成30年7月豪雨、令和3年7月の大雨においては、本川上流域の堤防高が不足している区間の溢水や橋梁桁下阻害による水位上昇等により浸水被害が発生したことから、広島県において流域治水を見据えた本川及び流域の調査を行い、現在、整備計画の変更案を策定中であります。

今回の整備計画の変更における基本的な考え方としては、過去最大規模となった平成30年7月豪雨及び令和3年7月の大雨と同等の雨量に対し、河川からの越水、溢水による家屋の浸水被害を防止することとされております。

御質問の河道断面の設計における時間降雨量につきましては、本川流域において24時間降雨量が過去最大規模であった平成30年7月豪雨を目標降雨に設定され、大王地区浸水対策の設計降雨量とは異なるものとなっております。このため、広島県において実施されている内水シミュレーションの状況等を踏まえ、本市においても大王地区の浸水対策事

業の見直しを進めているところであります。

次に、整備計画の延長につきましては、現行計画では1.6キロメートルに対し、変更計画の素案では、今回想定の計画雨量に対して、内水も含めた流出解析結果に基づき、1.05キロメートルとされております。また、河道断面等については、現時点で具体的に申し上げることはできませんが、想定雨量の流下に必要な断面は確保されるものと伺っております。

なお、道の駅たけはらから陸橋付近の本川の川幅についても、想定の流量に対し、必要な河道断面は既に確保されている状況であります。

また、洪水調整、貯水機能に関する御質問につきましては、本市において、本川の左岸側に内水氾濫の抑制のため、雨水貯留施設の設置を検討しているところであります。

今後の見通しにつきましては、まず整備計画について、現在、広島県において流域住民アンケートの集約を行うとともに、パブリックコメントを実施されているところであり、その後、関係機関や有識者への意見聴取を経て、8月までに国へ同意申請を提出される予定となっております。また、工事の実施については、現在、調査、設計を行っているところであり、今後、地元説明や用地買収を行い、来年度中には工事着手する目標と伺っております。このようなスケジュールの下、度重なる浸水被害の発生を重く受け止め、本川改良復旧事業と内水対策について、引き続き広島県と密接に連携を図りながら、早期に完了するよう全力で取り組んでまいります。

次に、北崎、吉崎遊水地の浚渫についてであります。

北崎遊水地については、浚渫計画の約1,000立方メートルに対して1,200立方メートルの浚渫を、吉崎遊水地については、浚渫計画の約4,400立方メートルに対して2,700立方メートルの浚渫を、それぞれ5月までに完了したところであり、吉崎遊水地については、今後、計画量の残りの浚渫工事の実施を予定しております。

なお、遊水地については、古来の湖沼を活用したものであるとともに、樋門や排水機場については、高度成長期に様々な経緯で整備したものを現在もなお工夫しながら有効活用しているものであるため、今回実施しました浚渫実績による治水効果を定量的にお示する指標は有しておりません。今後におきましても、排水機場や遊水地の治水効果を十分発揮できるよう、引き続き適正な維持管理を行ってまいります。

次に、3点目の竹原市立小中学校統廃合についての御質問でございます。

市立学校の適正配置につきましては、今後も児童生徒数の減少が見込まれる中でも、子

供たちが社会を主体的に生き抜くために必要な資質、能力を身につけられる充実した教育環境の整備を行うため、竹原市立学校適正配置懇話会の答申に示された内容を踏まえて、推進を図る必要があると考えております。

今後、適正配置計画を策定することとしておりますが、本市教育の推進及び環境整備につきましても、現在推進しているコミュニティ・スクールの充実を図ることで、地域と学校、または地域と子供のつながりを維持し、地域を支える人材の育成を進めるとともに、これまでと同様に学校施設の有効活用に努めることなどにより、地域の活力の維持に向けて取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 松本議員の質問にお答えいたします。

3点目の竹原市立小中学校の統廃合についての御質問でございます。

市立学校の適正配置に関する取組につきましては、今後も見込まれる児童生徒数の減少によって生じる小規模校の課題を踏まえ、市立学校の配置の在り方について竹原市立学校適正配置懇話会に諮問を行い、懇話会各委員の意見を基にした答申をいただいたところであり、現在、その答申を踏まえて適正配置計画の作成を進めているところであります。

小規模校の課題につきましては、児童生徒数が少ないことで教育活動に制約が出ることや教員数が少ないことで多様な指導が困難なことなど、学校運営上の課題と社会性やコミュニケーション能力の育成など、学習環境上の課題があると認識しております。

これからの学校教育には、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手として育成していくことが求められます。こうした資質、能力を育成していく上で、一定の人数がいなければ集団の中で個を育てる学校の存在意義を発揮しにくいものと考えております。

小規模校が児童生徒に与える影響に対する教職員の努力、対応につきましては、例えば、複式学級においては1つの教室で1人の教員が2つの学年の児童生徒に授業を行うこととなります。したがって、一方の学年に授業をしている際に、教員が関われないもう一方の学年への指導対応など、通常の授業とは異なるスキルが必要となります。

また、一定の集団でしか経験が積みにくいことに関しては、意図的に全校を巻き込むことによってつくる一定の集団の中で経験させるなどして、コミュニケーション能力や社会

性などの資質・能力を児童生徒に身につけさせるよう、様々な工夫をして最大限の効果が  
出るように取り組んでおります。

複式学級や少人数学級と標準規模学級との間における学力の状況につきましては、全国  
学力・学習状況調査の結果などによって比較はできますが、平均点で比較する場合、少人  
数学級においてはサンプル数が少なく、1人の結果が全体に大きく影響することから、一  
般に適切な比較にならないと考えられております。また、少人数学級と標準規模学級との  
間で生じる学力の差を説明する公表された資料等は承知しておりません。

保護者アンケートで満足度の低い項目に対する取組につきましては、学力面において  
は、全国学力・学習状況調査などの結果を通じて、児童生徒個々のつまずきの状況を把握  
し、個人の学力に応じた指導を行うなど学力の向上に向けた取組を進めております。

英語教育においては、英語の専任教員にALTが授業に加わり、少人数指導を行っている  
ほか、1DAY国内留学を開催し、ALTや留学生との交流を通じて、楽しみながら英  
会話に触れる場を設けるなど、グローバルを意識した英語教育の推進を図っております。

生徒指導に対する取組においては、生徒会活動の中で生徒自らが生徒指導規程について  
考えるなど、児童生徒の主体的な取組を通じて、個々の自己指導能力の育成に努めており  
ます。

国立社会保障・人口問題研究所が出している将来人口を参考に、今後における児童生徒  
数を試算したところ、令和3年度における1,354人が令和12年度には952人、令  
和22年度には669人まで減少することが見込まれます。

こうした状況を踏まえて、今後子供たちに求められる様々な資質、能力を育む協働的な  
学びを進めるに当たり、必要な一定規模の集団を確保するための方策として、最終的に1  
校に統合再編する案が示されたものと考えております。

懇話会委員の財政状況に触れた発言につきましては、限りある財源の中で他の施策分野  
との予算配分のバランスを意識する必要を感じられたことから出た言葉と思われませんが、  
当該委員を含め各委員においては特にはばかれることなく自分の意見をしっかりと出され  
ており、答申はこうした各委員の自由闊達な意見を基に最終的に取りまとめられたものと  
考えております。

答申にまとめられた子供の力を引き出すシステムにつきましては、今までの各学校の特  
色ある取組を生かして融合しながら、新たな特色をつくり出すとともに、さきに創立した  
義務教育学校の取組を先例にし、竹原市らしい学校運営協議会を中核とする義務教育学校

へと段階的に統合再編していき、地域に根差した9年間の系統性のある小中一貫の教育や地域の教育力を生かした特色ある教育を推進することが必要と示されております。

答申における保護者アンケートの意見、要望の反映につきましては、メリット・デメリットを答える質問は回答する保護者の価値観等によって相反する意見、要望があるため、全てを反映することはできないと考えておりますが、10年後を見通し、子供に身につけてほしい知識、スキル面、態度、社会性面の資質能力や適正と思う規模の学級数などの質問に対し、より多くの保護者が求められている結果から、市立学校の統合再編に向けたデザインを導き出されたものと考えております。

学校と地域が支え合う仕組みにつきましては、現在推進しているコミュニティ・スクールの仕組みを活用し、その充実を図ってまいりたいと考えております。具体的には、現在各学校で設置している学校運営協議会を統廃合後も部会として残し、地域と子供との間で確かなコミュニティがつながることによって、地域が深い愛情を持って子供を育て、また子供は地域に愛着を感じることで地域を支える人材として成長する仕組みの構築を目指すことが必要だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、再質問をしたいと思います。

時間の関係で簡潔な答弁を求めておきたいと思います。

まず第1番目に、忠海団地の公園管理についてでありますけれども、先ほど市長答弁で、今後は全ての管理を自治会が負担するのではないと、あとは云々とありますけれども、この答弁というのは今までは全て自治会が負担という覚書の内容になっておりますけれども、今後、全ての管理を自治会が負担することではないということは、覚書の解除を求める住民要望、公園管理の要望がありますけれども、これは覚書を解除するというふうを受け取っていいのかどうかを、まずお答え願いたいのと。

それから、その負担するのではなくという、続いて、日常的な点検、維持管理は自治会が行い、施設の補修や撤去は市と自治会がその都度協議した上で対応するとありますけれども、ここでの費用の負担が発生した場合、これは市が全面的に負担するというような理解でよろしいのでしょうか、お答えをお願いしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） まず、覚書についての御質問でございますけれども、これにつき

ましては、市長の答弁にもございましたけども、経緯等がございます。開発事業者が整備されたものというところで、我々としましては本来は民間で管理するべきものというところで考えております。

ですので、覚書については、基本的には現在も有効ということで考えておりますけども、今の現状が、団地が整備された時期が昭和49年ということで、随分前ということで、高齢化の進行など社会状況が大変大きく変わっているというところがございます。

こういったことを踏まえまして、例えば、危険な状態にあるにもかかわらず、自治会で対応することができないというようなケースにおいて、その危険の除去といったような、住民の方の安全確保というような観点から、市と自治会が協議して是正策を講じるというようなことを内容としては想定しております。ですから、覚書を協議して定めるというような事項のルールを今回整理したというような考え方でございます。

2つ目に御質問をいただきましたのは、その際の費用の負担ということでございますけども、これにつきましては市と自治会のほうとで都度協議をさせていただくということでございますけども、その中で市のほうが対応するというふうになったものにつきましては、市の負担ということになりますけども、これ以外につきましては今までどおりの自治会のほうでの御対応ということで考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 先ほど、壇上で具体的な金額、自治会が負担している金額を紹介しましたけれども、こういったフェンスとかいろんな面での負担、これは協議して、この3年間余りで相当大きな金額になっていましたけれども、少なくともこの半分程度とか、そういった補助は考えられるというような理解になるのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） 先ほどからも御説明しておりますけども、その都度協議をした上で対応ということで、今後起こり得る事象に応じての対応ということになりますけども、役割分担としましては市が実施するというふうの内容を定めれば、その範囲については市のほうで費用を負担するというところで、そこが市の負担になるということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、これまでの3年間でフェンスとかいろんな伐採とか、3年間で250万円強の負担をされているということを紹介いたしました。これについて明確な御答弁がないのは大変残念でありますけれども、もう一つこの件で伺いたいのは、この覚書の中に市が所有権を明記すると、市の所有権という形になっておりますけれども、これに対する法的な答弁を求めてやったのですが、答弁がなかったので再質問したいと思うのですが、この移転登記に関わる法的な根拠について、都市計画法施行令第25条の6の中に、開発区域内に公園とか緑地とか広場が設けられていること。これが都市計画法の施行令第25条の6に明記されています。この施行令に関わって竹原市が所有権を、自治会の所有権だったものを竹原市に登記したという、私は理解していたのですが、そうではないと。自由に任意でそんな話合いの中で、たまたまといいますか、自治会の所有だった公園の底地といいますか、所有権を市に移したのだよと。ここに、今紹介した都市計画法施行令第25条の6では、広場を、公園緑地を設けなければならない、開発区域の中へというようなことが書いてあるものですから、これに基づいて、市は自治会から市に所有権を移したのかなと、私は思っていたのですが、これとは別に関係ないと、任意に自由に結んだというような理解でいいのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 今回の忠海団地の公園につきましては、これまでも御説明しているように、その覚書に基づいて、3者の任意の取決めの中で市のほうが土地のほうは所有するというような整理になったものでございます。

今の都市計画法施行令の条項につきましては、私も今確認ができておりませんが、この団地につきましては、時期がかなり古い事業ということになっておりますので、根拠法とかもこの根拠に該当するかどうかというのは、また別途確認させていただきたいなと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そこは大切なところだったのですが、今の答弁は残念であります。

何でそこにこだわるかというと、民間開発が開発した団地で、その中の2か所に公園を造った、広場を造った。しかし、いろいろなる結果の中で、この施行令というのはその開発区域内に公園とか緑地とか広場が設けられていることというのは明記されているわけ

です。それは何のためかというのは、特に今、地元の要望書の中にもありますけれども、憩いの場、交流の場だけではなくて、いざ自然災害が起こったときには避難所として、そういった公園が必要なのですよということも要望書としては出されています。

ですから、私はこういう底地をなぜ市が所有したのか、登記したのかというのは、団地が勝手に公園の土地を処分できないというような仕組みをつくったのかなというふうに思っていました。それで、今確認を求めたのです、答弁はちょっとありませんでしたけど。

それで、今この覚書の契約自体は3者が任意に結んだものですよと、任意というのは自由にできるということですよ。ですから、任意に結んだものだから、例えば自治会の都合が変わって、この今の土地を貸し出したり売却したりして、団地の収入を得たいというような場合は、任意の契約ですから、覚書ですから、そこは団地の裁量に任せると、協議するのでしょうか、駄目だよという、さっきの都市計画法では駄目かなと私は理解していたのですが、そうではなくて第三者が任意に結んだことだから、団地の都合によって売却なり、公園の2か所の土地の売却なり貸出しなり、そうして収入を得たいということが起これば、団地の判断を優先すると、尊重するというような理解でいいということですね。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 今、少し具体的なお話がありましたけども、団地のほうで処分ができるのかというような御質問でございましたけども、これまでも御答弁しておりますけども、3者が任意で結んだものということで覚書というものがございますので、その都度、過去の随分昔に整備したものでございますので、社会情勢等の変化、これに対して市としてもいろいろ様々なことを考えて対応していかないといけないということで、今回も危険の除去というようなところで、必要になれば相談を受けた中で、市のほうでも対応を考えていくというような整理をさせていただいているところでございますけども、今の土地の取扱いというようなところにつきましても、具体的な御相談をいただければ、その都度検討していくということになろうかと思えます。いずれにしても、その公園、地域の実情などをしっかりお話を伺いながら対応することが必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そこはぜひ大切なところですから、本当に自由勝手に自治会の都

合で土地の売却なり、貸出しなり、私はもうできるわけがないと、それは何でかといったら、先言った都市計画法の中で交流の場、憩いの場以外にも災害とか緊急的に必要な土地、必要な公園ですから、広場ですから、それはやっぱり勝手にそういうことはできない、そのほうが地域住民の方の安全を守ることにつながるから、歯止めをかけているというふうに私は理解していましたから、ぜひそういった対応ということになれば、単なる民間が交わしたけれども、そういったいろんな災害とか、そういう公園の役割が変わっているわけですから、竹原市として覚書は解除して、市が管理をするというのが、私は筋ではないかなというふうに思いましたので検討していただきたい。

それから、時間の関係で、次の点の本川の防災対策等について伺います。

これは本川の新旧、今、新しい計画がつくられて、今度はこの計画をつくって15年、20年もほったらかしではないよというような市長の答弁ではなかったかということも期待したいというふうに思うのですけれども、その変更の主な内容について、通告した内容について答弁がありませんでしたので、基本的なところなのではけれども、これは県の行う事業だけでも、既に通告しております。

1つは、新しい整備計画の基本的な考え方というのは、過去最大規模となった2018年7月、2021年7月の豪雨、大雨、同等の雨量に対して本川の溢水、越水が起こらないよう家屋浸水の被害を防止するというので、基本的には流域面積もさっき紹介しましたけれども、本川の流域面積に対する、そこに雨がどれだけ降るかということも最大限検討するというので、その過去に降った例というのは、2018年7月豪雨で、昨年7月豪雨、この流域面積の中にそれぞれ最大何ミリ降ったのでしょうかというのは通告しておりますので答弁していただければというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 今回、整備計画の変更ということで、広島県さんのほうで作業されているというところでございます。前回といいますか、正確に言うと現行の整備計画という言い方になりますけれども、これは平成19年2月に策定されているというところで、これは平成7年ですとか平成11年の洪水相当の降雨というのが想定されていたというところなんです。今回はそれが見直されて、平成30年4月豪雨を目標降雨に設定されているというところでございます。この降雨の具体的な内容につきましては、正確な数字は今手元にはないですけども、24時間の量でいくと約300ミリ程度、時間雨量でいくと約40ミリ強、40ミリを超えるぐらいの雨ということで、そういうのを降雨パターンとして設

定しているということでお聞きしております。

いずれにしても、ここ近年の豪雨の状況を踏まえた変更ということで、平成30年豪雨というのが、その河川整備計画策定上で、かなり厳しい条件ということで、県から聞いていますのは、令和3年の豪雨のほうは、平成30年の豪雨で設定すれば対応が可能ということで聞いております。令和3年のほうの数値のほうはちょっと今手元にございませんですけども、そのような状況でございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 答弁では時間雨量40ミリ以上といたしますか、これに耐えるような設計も入っているということでした。

それで、ちょっと時間の関係で次の質問に移りますけれども、一つはこういう新しい計画をつくる場合に、原則は、さっき言った流域面積に対して時間雨量、例えば40ミリなら40ミリ降った場合に、河道断面が足りないから川幅を広げるよというのが基本的な対応の仕方だと思うのですね。流速の場合は勾配がほとんど決まっていますから、なかなか流速の強化というのは難しいと思うのですけれども、基本的には川幅を広げて河道断面を確保するというのが、私が素人を見て、そうではないかなというように思うのです。

その場合で、具体的に答弁がありませんでしたけれども、そういった川幅で河道断面を確保して、流量を確保すると、洪水にならないように対策を取るというのが1つと。

それで、問題は川幅が、さっき言った40ミリの時間降雨量に耐えられるように広げられればいいのですが、そこは地域の状況によっていろいろ対応の仕方があると思うのです。県のほうにも、それを一つ考えてみると、貯水機能を確保するというようなことで、先ほど今説明は内水氾濫に関わっての分があったと思うのですが、雨水貯水施設の設置は検討されているというのは答弁がありました。私は、それよりは別の貯水機能のことを今お尋ねしたのですが、これはどういうことかという、今年5月30日臨時市議会で報告第3号がありました。これはどういった内容かという、貯水機能保全区域の指定を新たに新設すると、これはどういうことかという、要するに田んぼとか低い土地、そういうところがあれば貯水機能に指定して、指定した場合は固定資産税の軽減をしますよというような仕組みの税をこの臨時議会で作りました。

私は前に質問したときに、上流域に——右岸になるのですか——田んぼがちょっとありますから、そこを指定するのかなと、そこに貯水機能を造るのかなと、これは申請が要り

ますけど、考えているのかなということと思っていたのですが、そうではなくて、先ほど言った雨水貯水機能だけで対応できるというような理解でいいのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 今議員から御質問をいただいている貯水機能のお話と申しますのは、恐らく河川の治水対策という検討の中で、上流域に例えばダム、賀茂川のようにダムを設けて、そこで必要な量だけ貯水して川幅の拡幅を抑制するというようなところの基本的な考え方というところのお話なのだと思いますけれども、今回の本川の治水対策につきましては、そういったその上流域に水をためるような施設を設けるといったところではなくて、基本的には河川の幅を広げていくというところで、対策を今考えているということではお聞きしているところでございます。

市長の答弁のほうで御答弁させていただいております貯水機能の話につきましては、議員もお話しいただいておりますけれども、内水対策ということで、その対策として計画を検討しているというところでございます。

もう一つ、先日の5月末の臨時議会の関係でございますと、これは特定都市河川法、こちらについて我々のほうも流域治水という考え方の中で、本川の流域に対して指定を検討していくということで、指定者は県のほうになりますけれども、県と調整して取り組んでいるというところでございますけれども、その中で位置づけられている貯水機能保全区域というようなことでございますけれども、これにつきましては土地利用の関係ということで、今後検討していかないといけないかなというふうに思っておりますけれども、まずは今、県のほうで本川の改修計画をいろいろ精力的にやられているというところと、あとそれに連携する形で市のほうも対策事業をやっていかないといけないというところを、両輪のほうをしっかりと前に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ぜひ貯水機能のことは、臨時議会に関わるのは田んぼとかということですから、それは県が考えているという、たしかあったものですから伺いました。

それでは、この件では最後にしますけれども、この新しい計画をつくって、用地買収とかいろいろあるのですが、来年度中には工事着工する目標ですよというのは、その工事のどこを優先的にやるか、一遍にはできませんから、優先的にやる順序があらうかと思うのです。その際に、一番最も幅が狭いところで氾濫といいますか、洪水といいますか、そう

いったところ、最も幅が狭いところを早急に、第1番目にそこをやるというような考え方でいいのでしょうかを確認しておきます。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 本川の関係の工事、実施順序という御質問でございますけども、何分今、事業計画もまだはっきり定まっていないと、まだいろんな検討中というところで、なかなか御質問に御回答するのは難しいところでございますけども、基本的に川というのは、上から下に向いて流れていくということとなっております。ですから、そういったようなある一部を拡幅すればいいではないかというところ、そういったものは施工順序、こういったものをしっかり考えてやっていかないといけないと。もう一遍に何日かで全区間が改修できればいいのですけども、そういうことは到底無理なところでございますので、そういった施工計画も今回はしっかり考えながら、順序よく工事を進めていかないといけないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、ちょっと時間の関係で、次の学校統廃合に関わってのお尋ねですけれども、これで今るる申し上げました。

それで、今、2015年に文科省が公立小中学校の適正規模、適正配置に関する手引書を作っています、2015年、これは御存じだと思うのですが。確認したいのは、この中に2015年文科省の手引書の中に小規模校の存続も認めますよというのがありますけど、これは教育長は御存じなのかどうかということと、竹原市の懇話会、答申の中で小規模校の存続を認めるということに関わって、竹原市の懇話会では協議したことがあるのかなのか。この通知の中に小規模校の存続を認めるというのは知っているのかどうか、簡潔に御答弁をお願いします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 小規模校に関するものでございますが、承知しております。

それとあと、懇話会の中で小規模校の存続を認める協議があったかどうかということについてなのですが、小規模校にもメリット等ありますので、そこについてはいろんな考え方があるというような御意見があったと、そのように記憶しております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 小規模校のメリットを言っているのではないのです。小規模校の存続を認めるということについて、懇話会で協議したかというのを、私はそこはなかったと思ったから確認しているわけですから。ないならないというふうに答えていただきたいということと。

ちょっと時間がありますけれども、こういった小規模校を認めるということで紹介したのは、文科省の淵上孝だと思っておりますが、審議官のことをちょっと紹介したいと思うのです。これは、2015年の手引というのは、適正規模ありき、私らでいう学校の統廃合ありきではないと、小規模校の存続も認めていますよということを書いている。そこで審議官がどう言っているかという、学校は地域コミュニティの核でもあり、地域づくりと密接不可分だと。市町村の判断は尊重すると答弁しているのです。だから、存続を決めた学校への教職員の配置とか、スクールバスといった予算措置をしますよというような審議官の国会でのやり取りがあります。ですから、私はあえてこの手引に基づく小規模校のメリット・デメリットではなくて、竹原市が今、小規模校ですよ、複式学級等含めて。定員よりは少ない生徒数がほとんど、学級がほとんど、クラスも1クラスしかない学年がほとんど。だから小規模校ですよ。だから、こういった小規模校も存続を認めますよというのは承知していると、今、答弁がありました。しかし、大切な懇話会の審議会の中で、これは私は議事録を見ましたけども、全部は熟読していませんけれども、確かなかったように思ったから気になってしまいました。

こういった今、文部審議会の学校は地域コミュニティの核であると、密接不可分だと、地域づくりとの関係で。だから、市町村の判断は尊重しますよと。だから、存続を認めるということですよ、小規模校。これを審議会でもう一回聞くけども、懇話会で審査していますか、していないですかを教えてください、どちらかを。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 審議をしているかどうかというところは。

どういう形で答弁をしたらいいのかわちょっとあれなのですが、本市の学校については、今、現時点でも学校教育法施行規則においては全て小規模校であって、この答申で示された方向性で動いていっても、全ての学校が小規模校であるということで、それはもうそのことについては、委員の皆さんはそれを踏まえて協議検討されておりますので、審議をされているものと、そのように我々としては認識しております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 審議していると思っっているかどうかの曖昧なことを聞いているのではないのです。審議したかどうかを聞いているのです。審議していないでしょ。審議していない上で答申を出しているのですよ。まちづくりは大変なことになる。

次に、中国新聞を紹介して、教育長の意見を聞きたいのですが、これは21年4月9日付中国新聞の記者が書いた記事なのですけれども、学校の適正規模とは、クエスチョン、何でしょうかということで、この記者そのものは広島の大規模校で育った記者なのです。大規模校で育って、たまたまこれは三次の教育委員会の適正検討委員会ですけど、懇話会と違うのですが、検討委員会でのそこを見て書いた記事なのです。

この大規模校で育った記者の発言というのは、この記事の内容を見ると、紹介しておきたいのですけれども、適正な規模とは何だろうかと考えさせられたと。少人数だから競争心や向上心が育たないのか、そこの委員の意見にどきっとしたというのです。育ちにくいと思っていた、記事を書いた人は育ちにくいと思っていたからだと、しかし、委員は続ける。大人になって持ち合わせていないということはないと、こう言っているわけです。

私も、さきに壇上で紹介したように、懇話会の審査の内容をちょっと見ました。少人数学校の子供に与える影響について、5つのことを紹介しました。それは、今では学校の先生や市の職員の努力で対応されていますと。そういった社会性とか、競争心とか、そういった5つの心配が起らないように、先生の努力で対応されていると。

具体的にその5つのことについても、検証された科学的なものなのかといたら、学事課長の説明は、そう考えられるということで、具体的な検証の結果ではないのですね。ですから、こういった検証されていない少人数学級の課題とか、この記者が書いたような少人数学級、少人数だから競争心や向上心が育たないのか、そういったことはありませんよという記事の要旨なのです。これについてどう思いますか。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 少し話をさせていただきますが、中国新聞の記者さんも一人の人格でありますから、その方がどう思われたかということに私はコメントする立場にありませんので、それはちょっと置いておきます。

それと、先ほどの、小規模の学校の議論ですが、これは教育次長が言いましたように、学校教育法施行規則第41条だったですか、委員おっしゃるとおり、小学校の学級規模は12学級から18学級を標準とするのですから、12学級未満は全部小規模なのです。だから、それを文科省が認めたように、だからといって統合せずに小規模校を認めると言って

いる。ですから、それを認めないといったら、竹原市は全部統合の対象になるし、県北の学校も全部統合の対象になるわけですから、それはもうごく常識的なところで、しかもそういうことを前提に、懇話会を昨年2月から始めておりますから、議員おっしゃるように、小規模校であるがゆえにどうかということをやっていないではないかという議論には当たりません。それは大前提で私どもはやっています。

そういう中で、文科省はそういう方針を出しているわけですが、御承知と思いますけども、6月7日だったですか、経済財政運営の改革の基本方針、いわゆる骨太の方針、これが閣議決定されて、その中で個別最適な学びと協働的な学びの具体化を早急に実現すると明記されていると。そして、個別最適な学びについては孤立した学びに陥らないように、協働的な学びを充実することが重要と。すなわち、文科省は統合すること、統合せずともいいよというふうに言っているけども、一定程度の集団での学習環境が必要であるということも言っているわけです。

だから、ここで申し上げたいのは、そういう国の方針や教育の流れにはあえて触れられないのか、無視をされるのか分かりませんが、議論の前提となるところに立たずに議論を進めていかれるというのは、私はなかなか議論がかみ合わないと思いますし、それに今日、アンケートを出されましたけども、竹原市の教育への満足度8割というふうに言っていただきました。これは学校教育全体のことだというふうに私は理解をしています。でも、議員はこれは出しておられない。問20、人数が少ない小規模校対策としてどの方法が適切だと思いますかという質問に対して、近隣の学校と統合する、あるいは小中一貫教育また義務教育学校にするというのがおおむね60%ぐらい回答がある。

しかも、学校の適正な規模の学級数はどれくらいだと思いますかというのは、2から3学級が約76%、そして4から6学級が6.7%、だから学級編制ができるような学校がいいのだよという保護者が8割いらっしゃる。こういう数値は出さずに議論を引っ張っていかれるのはミスリードです。プロパガンダとは言わないけどミスリードで、この話だけ聞いている人は迷いますよ。そういう議論では駄目ですよ。私たちは、もっとこれからの教育に何が求められるのか、竹原市の子供たちをどうするのか、そういうことを踏まえて、違う耳にも違う意見にも耳を傾けて、しっかり議論をしながら何が一番いいのかという解を見つけて、もっともっと子供たちの未来に我々大人が責任を持った判断をしていかなくてはいけないのです。そういうことをお願い申し上げて、私の答弁にさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 14番さん，どうですか。いいですか。終わりますよ。

以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により，6月22日は午前9時から議会運営委員会を行います。午前10時から，本会議を再開することとし，本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時34分 散会